

令和6年第1回定例会会議録（第4号）

令和6年3月15日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成

○欠席議員（1名）

25番 泉 武弘

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知
総務部次長 兼総務課長	行部さと子	市民税課長	佐保博士

政策企画課参事	佐藤浩司	観光課長	牧宏爾
温泉課長	樋田英彦	文化国際課長	高木智香
共生社会実現・部落 差別解消推進課長	河野幸夫	生活環境課参事	原田勲明
こども部次長 兼子育て支援課長	中西郁夫	健康推進課長	和田健二
建設部次長	渡邊克己	都市整備課長	山田栄治
都市整備課参事	加藤秀一郎	公園緑地課長	橋本和久
学校教育課長	松丸真治	学校教育課参事	宮川久寿
学校教育課参事	時松哲也	社会教育課長	姫野淳子

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第4号）

令和6年3月15日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○10 番（阿部真一） 一般質問 2 回目のトップバッターでございます。今議会 3 連チャンでトップバッターということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、ケーブルテレビを御視聴の皆さん、今日、各議員よりこれから 4 日間一般質問が行われるわけですが、ケーブルテレビの中継映像のほうに、大きな見出しの質問事項が画面左上部に出てくると思いますので、ちょっとそれを気にして見ていただけたらいいかと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず私は今回、環境問題、別府市のごみ収集の現状ということで質問通告をさせていただきました。

本市は国際観光温泉文化都市として、また市民憲章の一番最初にある「美しい町をつくりましょう」。これは、他市とは違う環境美化を第一に掲げた歴史がございます。

そこで、来年度、市制 100 周年に当たるわけでございますが、私自身も、この別府市の憲章第 1 番目に掲げられている題目に、美化に関しての観点から、先人に感謝をささげる気持ちで、今回質問を通告させていただきました。

当局のほうは、日頃の業務でこのごみ問題に関してなかなか答弁として、通常業務以上のことを答弁できる範囲はないかもしれませんが、市制 100 周年ということで美化に関しての質問ということで、ケーブルテレビを御視聴の市民の皆さんも、一緒に原点に立ち戻って考えていただきたいというふうに思います。

別府市は、過去の流れを振り返りますと、昭和 50 年に藤ヶ谷清掃センターが完成いたしました。そして平成 26 年 4 月に更新工事ということで、現在の藤ヶ谷清掃センターが稼働しております。

そして、ごみ袋、ごみの収集の環境も様々な形で変わっております。平成 9 年 4 月からは指定ごみ袋の制度導入、平成 16 年 3 月から瓶・缶・ペットボトルの指定袋を導入、また、行政組織においては、平成 12 年 4 月から収集部門の清掃業務化と、施設管理部門の清掃施設管理課を統合し、清掃課になっております。そして平成 20 年 4 月に、清掃課と環境安全課を統合して現在の生活環境課になっております。

そこでお伺いをいたします。現在、この各種のごみ分類、今回燃えるごみに限定して質疑をさせていただきますが、このごみ収集は、民間に業務委託をされております。まず、どのような形で業務委託をしているのか、手順、そして収集運搬の業務工程についてはどのように行っているのか、御答弁ください。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

可燃物の収集運搬業務であります。平成 18 年度から順次民間事業者のほうに業務を委託してまいりました。現在、市内を 3 ブロックに分けて民間事業者が業務を行っております。

収集業務につきましては、戸別収集に近い路線収集方式を採用し、週 4 回収集エリアを月・木コース、火・金コースに分けて可燃物の収集運搬業務を行っております。

収集業務に使用している車両につきましては、パッカー車で、3 ブロックにおいて全域で 13 台の車両を使用し、業務に従事する人員は 39 名で、1 台当たり運転手 1 名、業務員が 2 名乗車して収集路線に排出された可燃物を収集をしております。

収集回数は午前 2 回、午後 2 回の収集を実施しているところであります。

また、山間部の可燃物の収集運搬は直営のほうで実施をしております。これは週2回、収集路線上に排出された可燃物のほうを収集しております。

- 10番（阿部真一） 今、答弁ございました。別府市は戸別の収集に近い路線収集方式を採用しております。これは平成13年4月頃に、企業系のごみ収集の業務委託から、順次民間のほうに委託を進めていった過去の経緯がございます。そしてまた、この収集においては、地図を見させていただきましたが、私道にわたるまでかなり細かく収集をいただいている現状がございます。

そこで、別府市のごみ収集の路線の決定方法と、また収集の路線改善、問題があったりそういった中で見直しを適宜されているとは思いますが、その辺はどのような形で行っているのか御答弁いただけますか。

- 生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

まず、収集路線につきましては、基本的に公道であり、別府市ごみ集積場設置要綱第2項に規定をしております設置基準を準用して、清掃車両による収集作業が容易にできること、歩行者及び一般車両の通行に支障がないこと、道路交通法等の法令が遵守できることなどの要件を満たすことが収集路線の決定には必要であるというふうに考えております。

次に、改善及び見直しであります。近年高齢化が進んでいることもあり、収集路線上のごみ収集場を細分化し、対象世帯の規模を小さくしております。また、ごみ収集場所までごみを持っていくことが困難になっている高齢者等から路線収集の依頼がございますが、別府市ごみ収集場設置要綱に基づき、対象となっているごみ集積場の利用世帯数、依頼を受けた道路の状況、収集業務の安全確保等を勘案した上で、収集路線の見直しを行っております。

- 10番（阿部真一） 先ほど御答弁ありましたとおり、この収集の路線決定はごみ収集の設置要綱等に記載してある、まず優先なのはパッカー車の動線が取れる、作業員の安全性が確保できる、そして、また私道の至るところで、車が入れる部分は適宜対応していただいているということでございます。

それでは今、総枠でごみ収集の現状を御答弁いただきましたが、先ほど最後ありました高齢者の方、そしてまた障がいのある方、こういった方々に対しての収集方法として、別府市は平成26年度より福祉収集の制度を導入しております。これの概要と、この制度の導入から今年で10年がたつわけでありますが、その効果をどのように当局は考えられているのか、御答弁いただけますか。

- 生活環境課参事（原田勲明） お答えをいたします。

先ほど答弁したように、本域におきましては収集路線上、または収集路線に沿って設置をされたごみ集積場にごみを排出することが困難な高齢者、また障がい者の世帯を職員が戸別に訪問し、当該家庭系廃棄物を収集することにより、ごみの排出に係る負担を軽減し、日常生活を支援する目的として、福祉収集を行っております。

これにつきましては、認定件数がございます。過去5年間でありますが、平成30年度が35件、令和元年度が24件、令和2年度が32件、令和3年度が45件、令和4年度が58件というような認定件数の推移がございます。これを見ると、福祉収集の要望が増加していると言えるのかなというふうに思います。

- 10番（阿部真一） この10年経過する上でのこの制度に対しての、今後考えていかなければいけない点、そのの当局側の見解を御答弁していただきました。私も同じ考えで、10年たってこういった制度、そしてまた福祉収集について、ホームページ等で掲載されておりますが、こういった中身の適宜改善、見直しというのは、現場の声を吸い上げ、そしてまた、この別府市内の住民の声を拾い上げ、行政側がしっかり管理運営をしていく、これが一つ大切なことだと思います。今、御質問しているこの福祉収集と、先ほどありました

戸別収集、別府市は大体2つに収集の仕方が分類できます。

それでは、この福祉収集の観点から、高齢の市民の皆さん、そして地元の自治会の皆さんから、こういった制度を知らない、そしてまたこの制度の介護用保険の認定であるとか、他課にまたがるような許認可の部分のサービスであるということ、なかなか市民には周知が難しく、そして他の課の業務にも関わっていることが要因となって、この制度が使いつらいという声をよくお聞きいたします。先ほど答弁ありましたとおり、年々件数は増えております。そして今第8期介護保険事業計画、老人福祉計画が推進中で、来年度もう4月早々には第9期の新しい介護保険事業計画、そして老人福祉計画が策定されることになると思いますが、その観点から、この福祉収集の今後の取組について具体的にどのように考えているのか、また近年、この福祉収集の実施要綱、この中の改善をした点、その2点御答弁いただけますか。

○生活環境課参事（原田勲明） お答え申し上げます。

福祉収集であります、まず非常に利用しづらいということを今、伺いましたけれども、福祉収集の実施要綱というのがありまして、第2条に利用対象者の要件が規定をされているところであります。令和5年の3月27日に利用要件を拡大して、これまで65歳以上の要介護の認定を受けている方が対象としてたんですが、これについては現在要支援認定を受けている方、また居宅要支援被保険者等も利用対象者として加えて、制度を利用しやすいように要綱を改定してきた経緯がございます。

また、先ほど答弁しましたように非常に福祉収集の要望が多くなっているというような現状がございます。これにつきましては、現在も申請者のほうと面談をさせていただいて、そういう方の生活状況ですね、また近所にごみ出しの支援をしてくれる方がいるのかどうかとか、そういうことも踏まえた上で決定をしておるような状況であります。これにつきましては、要綱以外にもそういう形で、面談をした結果を踏まえて収集、福祉収集の決定というようにさせていただいておりますので、その点は御理解いただきたいというふうに思っております。

○10番（阿部真一）「別府市第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」からも、本市は要支援、在宅要支援は増加傾向であります。そしてこの計画の中からも、特に今後70歳以上の御家族が家庭内でこういった介護、いろいろな生活の支援を行う、そういった俗に言う老老介護の世帯も増加しつつある、そしてまた独居老人世帯の増加、そして先ほど答弁がありましたように地域の住民の方のコミュニティーを十分に活用した福祉サービスの向上に資するという答弁でございましたが、それに反して自治会の加入率の低下というのもございます。

答弁にあった、実施要綱の変更は担当課のほうで適宜やられているというのはよく理解できました。来年度、この改定される第9期高齢者福祉計画、そして介護保険事業計画の策定にも合わせ、ぜひごみ収集の担当課である生活環境課もぜひ実態を把握していただきたいと思っております。

サービスがどうしても受けられない、そういった市民の人が一人もないような状況で職務に当たっていただきたい、そして待ちの状態、庁内で待つのではなく、適宜別府市内をくまなく見聞きしながら日々の職務に当たっていただきたいというふうに思います。

この福祉収集の観点においては、以上で質問は終わります。

次に、日頃、戸別収集の観点から、少し現状と課題について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、こういったごみ収集、ごみ出しの観点から、市民のほうから担当課、清掃事務所に、環境美化に関わる苦情や問合せ等はどのようなものがあるのか、そしてまた件数が分かれば御答弁いただけますか。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

苦情の件数についてはちょっとカウントはしていませんが、寄せられる苦情また相談の多くはごみの取り残しの苦情であります。取り忘れ、また警告ステッカーを貼付して残置したごみの取扱いについての苦情、相談が寄せられることは多いです。また、個人やごみ集積場の利用者の方からカラス被害についても相談が寄せられております。

○10番（阿部真一） 苦情の件数はカウントしてないということでございますが、別府市内のいろんな関係箇所にお聞きしましたが、5個以上のごみが積み重なり、そういった集合的に収集をしてる場所というのが恐らく3,000か所以上、集合住宅を抜けば、恐らく1,000件ぐらいはあるのではないかなということで、関係業界の方や担当課のほうの聞き取りで分かりました。

皆さんももう市民生活の中で、気づいていることだと思いますが、そういった集合の収集の場所におけるごみの鳥獣被害、特にカラスに対する対策が本市でも多く見受けられます。私自身も、そういった地元の声をいただきまして、何度かこの問題に取り組みさせていただきました。このごみ収集の集合場所における、こういった鳥獣被害、カラス等の被害によって、周辺の環境美化が損なわれている、そういった声も寄せられております。

このごみ収集所の管理規定、設置要件についてはどのように担当課はお考えであるのか、御答弁ください。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

「別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第4条のほうに、市民の責務として、家庭系廃棄物を排出しようとするものは協力してごみ集積場及びその周辺を清潔にするように努めなければならないと規定されているほか、「別府市ごみ集積場設置要綱」第6条に、ごみ集積場の維持管理について、3つの規定が定められております。1つ目は悪臭・害虫の発生等により、付近住民の生活環境を損なうことのないよう努めること。2つ目は、ごみ収集作業員等の安全衛生に配慮し、安全衛生上の支障を生じた場合には、速やかに適切な措置を講ずること。3つ目は、ごみの飛散及び鳥獣被害を除く対策を講じることが規定をされております。

なお、可燃物の収集時にカラス被害等によりごみが飛散している場合につきましては、収集員のほうに可能な限り飛散したごみを収集するよう、委託事業者にも指示を出しているところであります。

○10番（阿部真一） 可燃物の集中型のごみ収集に関しては、基本的には要綱上、やはりそこに住む住民の皆さんの御協力の下収集に当たっている、こういった管理運営に関しても、住民の認識で、住民の責任でやっていただくということは要綱を見る中と分かります。

また、作業員に対しても、安全性に考慮、衛生上考慮した上で対応していると。そしてまた飛散があった場合は、収集作業員のほうにも、直営、業務委託、分け隔てなく指導しているということで答弁ありました。この、収集作業員の方の、こういった集合ごみステーションに関しての散乱、そういった様子というのは、顕著に感じることであろうと思います。そういったごみが飛散する場所は、毎回同じような場所がやはりカラスの被害に遭う場所であるという認識というのは、事業者のほうからの声は、もしかすると担当当局には行かないかもしれませんが、一応こういった部分はやはり収集する業務の方にも、一度でいいんで、市内におよそ1,000か所あるであろう集合ごみステーションの状態というのを聞き取りしていただいてもいい時期ではないのかなというふうに考えております。

そこで、この住民の方の補助制度として、こういった鳥獣被害の防ぐ手段として、カラスよけのネット、黄色いやつですね、別府市内にもよく見られます。これは自治会を通して申請を行い、このネットを購入し、購入した金額に応じた補助金を交付している制度でございますが、この補助件数、そして補助金交付額並びにこのカラスよけネットの占める

割合はどのようになっているのか、また、防止の効果があるボックス型のカラスよけネットは対象外になるのか、御答弁ください。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

現在、「別府市美しいまちづくり奨励事業補助金交付要綱」第2条及び第3条に基づき、自治会からの申請による複数世帯で使用するカラスよけネットの購入に要する経費につきましては、全額助成の対象となっております。過去3年の補助件数及び補助金交付額、並びにカラスネットに占める割合につきましては、令和2年度は補助件数32件、補助金額99万9,700円、カラスよけネットの割合は62.7%であります。令和3年度につきましては同様に28件、74万3,700円、74.1%、令和4年度は18件、33万8,200円、81.4%となっております。

また、ボックス型のカラスよけネットにつきましても助成対象となっておりますので、御活用をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○10番（阿部真一）自治会に対する補助の申請なのですが、答弁にあったようにカラスに対する被害のパーセンテージが、過去3年を見ても増加傾向であると思っております。このカラス、不思議と人が分かるのか、住民の井戸端会議の声が分かるのか分かりませんが、1年、2年たつと、ごみを出す時間も、どの方がごみを出してるかも分かる。もう本当頭がいい動物なのもう間違いなく皆さん分かると思うんですが、そういった観点からもこういったカラスよけネットなどのいろんな商品というか防御の商品というのは、年々開発をされております。それほどこのカラスに関しては別府市内、特に観光地であり、繁華街である北浜、そして元町や駅前を中心に、やはりカラスの被害がかなり多いというふうにお聞きをしますんで、カラスに応じてというわけじゃなく、この部分の補助金に関しては、ネットではなく、大型のアルミ、スチール製のゴミステーションに対して補助金を出している都市もあります。これを機会に、ぜひ担当課で一度検討していただきたい、調査研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは、この1番の環境についてのごみ収集の観点から、福祉収集、そして個別のごみ収集に関する質疑は終わらせていただきますが、最後に、やはりもう何度も言いますが、福祉収集については来年度改定される介護保険事業計画、そして各課横断的な制度の見直し、そして内部での検証を一度行っていただきたい。

そして、戸別収集では市制100周年を機に、市民の皆さんにももう一度この別府に対する感謝、そして市民憲章にもある美しいまちを作るという大前提の元に立ち返って、行政と事業者と、そして別府に住む住民と、もう一度この美しいまちづくりの原点に立ち返ってはどうかというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、この1番の環境問題については終わらせていただきます。答弁長く、ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。国際文化交流についてでございます。

今年2月に、別府市の公式訪問としてロトルア市を訪問させていただきました。別府市とロトルア市、1987年の姉妹都市締結以来、行政、文化、芸術、教育、様々な分野において両市の訪問を行い、交流を行ってきました。

また、皆さんの記憶にも新しい2019年ラグビーワールドカップ、この日本開催には、ニュージーランドオールブラックスチームの公式キャンプ地の別府市誘致決定、それに伴い別府市民のスポーツの交流に対する機運醸成、そして、これが経済効果として別府、日本にもたらした効果というのは計り知れないものでありますし、市民の皆さんにも周知の事実ではないのかなというふうに感じております。これも、訪問を通して思いました。様々な30年来、40年来の経済界の方々の積み重ね、長い歴史のたまものであるのではないかなというふうに考えております。

そこで、ロトルア市は、温泉文化、そして人の温かさ、情緒の部分で、別府市と共通する部分が多いと感じました。これまで長年交流してきたことにより、深いつながりができていると私も実感しております。それでは、これまでどのような交流を続けてきたのか、まず御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

議員おっしゃられたように、本年で姉妹都市提携 37 周年となります。これまで市職員の相互派遣交流や経済団体の交流、学生交流などを盛んに行っております。先ほど議員もおっしゃられたラグビーワールドカップのキャンプ誘致につきましては、これまでの深い関係が実ったものだと実感しております。

○10 番（阿部真一） 私は、48 歳になるんですが、海外 2 回目のこの公式訪問で議会からの派遣という形で代表して訪問させていただきました。時間はゆっくり流れていますし、別府もちろん、日本もそうなんですが、空気はきれいでありますし、また皆さん海外の、ニュージーランドの皆さんは、食欲旺盛でよく物を食べ、よくしゃべり、よく踊りというのが印象に残りました。

その中で、先ほど答弁ありましたように、別府市も行政との交流ということで過去 10 年間で 3 回、平成 26 年 10 月、平成 27 年 1 月、そして令和 5 年の 1 月ということで公式訪問を行っております。

また、職員派遣に関しては、平成 3 年から 6 年間で計 4 名の相互派遣交流事業を行ってきました。先ほどもありましたラグビーワールドカップでは、全国で千葉県浦安、東京都、愛知県一宮、そして別府市、この 4 地域が公式キャンプ地として受け入れられた実績がございます。姉妹都市締結から 37 年という長い年月の中で、先人たちの努力と、お互いの文化交流の成果が先ほど答弁で述べたとおりでございます。

それでは、市制 100 周年、もう間近に迫っておりますが、4 月 7 日に記念式典が開催されるわけですが、この式典に別府市の他都市の姉妹都市、そしてロトルア市の出席状況はどのようになっているのか、現在分かる範囲で構いませんので御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

本市の姉妹友好国際交流都市は、熱海市を含め 7 都市あります。各市 5 名を上限に御招待をしております。現在、出席予定者は 29 名となっております。ロトルア市からはタニア市長御夫妻と御子息、元市長であり、ツーリズム別府大使であるホール氏など、これまで別府市との関係の深い方々を、合計 7 名がお越しになる予定となっております。

○10 番（阿部真一） それでは市制 100 周年を迎えるに当たって、先日の予算決算特別委員会でも各委員から質疑がございました国際交流事業、質疑の中でよく理解した部分がありますが、質疑以外のところで一般質問に触れるので、来年度行う国際交流において、特に教育の観点に重きを置いた事業が多くあるというのが印象に残っておりますというか、感じております。

その中で、当局はこの国際交流の事業においてどのような効果を期待しているのか、将来的な展望で結構でございますので、御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

今後の国際交流についてですけれども、基本的に学生のグローバル化を推進していこうと考えております。姉妹都市など、これまで交流を続けてきた各国との信頼関係を基に、双方にとっての新たな価値の創造を目指すとともに、様々な国との交流の可能性を探っていきたいと思っております。特に、次代を担う青少年のグローバル人材の育成や文化交流、教育交流などを重点に協議してまいりたいと思っております。

○10 番（阿部真一） これやはり、向こうの学生との交流というのが、別府の子どもたち、

中学生、高校生、大学生、大人にかかわらず、人生設計の中で大変有意義な大きな財産になることが感じられます。

その中で、次の項目に移っていきますが、青少年、中学生、高校生、大学生ぐらいまでを含めて、若い方たちの留学生の交流について、少し教育の観点からお聞きしたいと思います。ラグビー交流のため、別府市を子どもと5年前に訪れたという御家族に、訪問中にお会いしました。お子さんも、大人になってやはりいまだに向こうのニュージーランドの人たちも、お子さんも、この別府に来て過ごしたそういった体験というのは、やはりかけがえのない財産になっているという話をお聞きしました。

別府市では、こういった別府の子どもたちが、海外姉妹都市を含め留学するときに有効な制度、別府市海外留学奨励金を交付しております。この奨励金の概要と、過去5年間の実績を御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

別府市海外留学奨励金につきましては、平成15年度から行っております。交付対象となる留学生は、姉妹都市には限っておらず、海外の高校、短期大学、大学、専門学校、または語学学校となっております。交付金額については1人1回に限り5万円としております。

過去5年間の実績ですが、令和元年度は2名、令和2年度及び3年度はコロナ禍のため0名、令和4年度は2名、令和5年度は7名となっております。年によりまちまちですが、毎年5から6名程度の方へ交付金を支給しております。

○10番（阿部真一） 次世代を担う子どもたちを主体とした教育文化交流というのは、今回の市制100周年を迎えるに当たって、大人というか経済界の、経済交流とともに発展してきた教育文化交流を、改めて未来的に転換する時期ではないかなというふうに、いい機会でないのかなというふうに私自身考えております。

その中で、この令和6年実施する教育文化交流事業であります。ウェールズとバースに関しては予算計上されております。しかしながら、このロトルアの教育文化交流の事業というのは、予算書を見る限りでは計上されておきませんが、今後のロトルア市との若年層、子どもたちに向けた国際交流についてはどのようなお考えをお持ちなのか御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

ロトルア市への学生派遣につきましては、来年度のバースとウェールズでの状況を踏まえまして、再来年度以降の実施について、ロトルア市及び現地の学校とも協議してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） 事業の中で展開するというので、ぜひ受益者負担の観点で、やはり予算設計上一応内部で協議、そして意見が異なり、なかなか意見の合意が難しい部分であるというのは理解しております。

しかし、やはりこの受益者負担が、記憶に正しければ2019年のときは恐らく50万円ぐらいで今回はバースが10万円、ウェールズが35万円ということで、担当課としては、財政課と予算化に当たり詰めた折衝を行ってきた結果ではないのかなというふうに、御苦労は評価したいと思います。

この大切な節目の市制100周年に当たって、将来子どもたちが夢を大きく描けるような事業展開を行っていただきたい。このグローバル人材の育成事業は、宝であり重要な政策の一つだというふうに思います。特に学生、高校生の留学については、私立、県立高校あります。これ県がほとんど所管をしておりますし、県の概要を見ると、長期派遣に係る留学生の支援金、短期の留学生に係る支援金がございます。県下の県立高校ベースでいくと、別府市内の鶴見丘高校が毎年1名ずつ、別府翔青高校が、まだ今年はカウントされてお

ませんが、令和4年が1名、過去も一、二名程度のこういった留学を推進していると。

これ県のほうの事業の推進でもありますし、こういった県の動向もぜひ担当課のほうでは注視していただきたりたいし、文化国際課だけではなく、教育の側面からもぜひこの事業を発展的に継続する形で考えていただきたりたいというふうに思いますが、この県の動向、この高校生の留学の観点からどのように考えているのか、御答弁いただけますか。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

県との連携についてですが、議員おっしゃられたように県の教育委員会及び私立高校もごございますので、各学校とも連携しながら、広く情報交換を行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） すみません、県のほうの取組、これ担当課1つだけでやると、やはり規模が線にならずに、事業が点で終わってしまう部分があります。予算計上の部分を勘案しても、この市制100周年を機に、ぜひこういった教育の側面を調査研究を担当課のほうでもしていただいて、子どもたちが希望を持てる政策につなげていただきたりたいというふうに思います。

それでは、ロトルア訪問に当たって、急遽と言ってはなんですが、スケジュールにない関係で長野市長とロトルア市長の緊急な会談というか、今後の意見交換というのがなされたというふうにお聞きしております。その部分で、この市制100周年、そして今後の未来を見据えた感じでも、この会談の具体的な内容、そしてこれ、ぜひ市長にお聞きしたいんですが、別府に住む子どもたちへの将来の人生設計の一つの財産の糧になる取組として、このロトルア市長との会談、そしてまた他の友好都市との交流についてどのような見解をお持ちなのか、そしてまた市長は私が記憶するに、英語の成績がよかったか分かりませんが、もう英語が流暢に話せて、相手が分かっているのか分からないのか僕も理解できなかったんですが、僕なんかもう *nice to meet you* しか言えませんでしたので、そういった交流も含めて、市長の幼少期の観点からもやっぱりこういった国際的な交流、留学に関しては知見をお持ちだと思いますので、ぜひこれを機に、ちょっとお考えを答弁いただけたらと思いますが、いかがですか。

○市長（長野恭紘） お答えします。

本当にハードスケジュールで、強行軍だったと思いますけれども、収穫も多かったなというふうに思っております。私も同感でございます。

私も大学を卒業したときに1人で海外旅行に行きまして、ヨーロッパ行ったんですけど、そのときに物すごくやっぱりヨーロッパの文化の奥深さとか、その距離感、芸術とか文化、歴史の距離感の近さというものに非常に衝撃を受けて、それが今日にもやはりつながっているなというふうに思います。

そういう意味では、やはり国際交流や異文化体験というのは、できるだけ若いときに、年が浅いときにしたほうが、その後の人生に非常に大きなインパクトも与えますし、様々な行動変容も与えるんじゃないかなというふうに思ってます。

なので、ラグビーワールドカップや経済、芸術、文化の交流というのは非常に重要でありますし、それは当然やっていくんですけども、その恩恵を受けるのはやはり別府市の子どもたちであり、交流を続けている、その現地の子供たちであろうというふうに思っておりますので、そこをしっかりと念頭に置いて、これからもやっていきたいというふうに思ってますし、やっぱり毎年、何で行くのかということも言われることがあったんですけども、自分の都合がいいときに物事を頼むとかということは、これはなかなか当然できませんし、長い間の友好交流があってこそ、お互いの信頼関係の下に様々な交流や事業が行われるわけでありまして、その長い交流の中で、今回はラグビーワールドカップであるとか様々な成果を上げているというふうに思っておりますので、しっかりこれは今後も続

けていきたいというふうに思っておりますし、先ほど言ったように子どもたちにやはりつなげていきたいなというふうに思っているところでございます。

- 10番(阿部真一) ぜひ、子どもたちにおいてもこの制度、事業の中で、やはり心の中に残るもの、大人になって組織、企業、会社に入って、その立場によってそういった経験というのが必ず役に立つところがあると思います。やはり事業としては予算を勘案しないとイケませんので難しいと思いますが、この郷土別府を思う気持ち、それが一つの財産になると確信しておりますし、これが本市で生活、就職しなくても、他の町、他の県でも活躍していれば、人に対する投資としては計り知れない費用対効果があるのではないかなというふうに考えております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の教育行政についてお聞ひいたします。

ちょっと時間が詰まってまいりましたのでちょっと足早になりますが、まず奨学金についてお聞ひしたいと思ひます。

この別府市奨学金に関する条例を見ますと、第3条で、経済的理由により学費の支給が困難な場合とありますが、具体的にはどのような方をお示しするのか御答弁いただけますか。

- 学校教育課長(松丸真治) お答ひいたします。

別府市奨学金に関する条例施行規則第2条、資格の認定において、保護者が別府市学齢児童生徒就学援助規則第2条各号のいずれかに該当する者、またはこれらに準ずる程度に困窮している者としております。具体的には、生活保護法に規定する要保護者、就学援助を受けようとする年度において、保護の停止または廃止を受けた方や、地方税法の規定により市町村民税が非課税とされた方や減免を受けた方などになります。

- 10番(阿部真一) 今議会でも条例の改正がありました、職種の撤廃でござひます。この部分も、行政当局が日々調査しながら進めていった結果ではないのかなというふうに考えておりますし、今後のこの奨学金を利用する世帯に対しての今後周知というのは、大変大切になってくるのではないかなというふうに思ひます。

そこで少し深掘りをしたいんですが、奨学金に関する条項の中で、現状の制度に合った内容であるのかどうか、今回条例改正がありました、また先を見据えた見解を教育委員会が考えているのであれば御答弁いただけますか。

- 学校教育課長(松丸真治) お答ひいたします。

条例で、毎年予算の範囲内で、別府市奨学生選考委員会が決定するとしておりますので、現状は奨学生の選考を行う必要があると考えております。

- 10番(阿部真一) ここからは制度の利用というよりか、予算設計の段階において、先ほど、第3条でありました、どういった方が奨学金を申し込む世帯に当たるのかの内容で、やはり具体的に言うと要保護者、準要保護者の世帯が奨学金を申請することが多いというふうなのは理解できます。申請件数で言いますと令和3年度で123件、認定数が64で、受託ができなかった、認定に漏れた方が59名。令和4年度が申請者が87名、認定者が64名、認定に漏れた方が23名。令和5年度、111名の申請に対し、認定数が52名、認定に漏れた方が59名ということで、これからの議論で大切なのは、この申請に至らなかった方々がこの別府市の奨学金に採択できずに、次のステップで社会福祉協議会の別府っ子応援事業を受けて、奨学金を獲得するというのが別府市の制度の流れになっているというふうに思ひます。

先ほどありました予算の数字で人数が決まる、今年度であれば高校の贈与の部分の奨学金でござひますが、1,521万円でございます。これ逆算するとおよそ190名前後の方が申請されたら全員申請ができるという、数字の範囲であればそういった数字で見受けられませぬ。

今後、やはりこの制度に漏れた方々の配慮をぜひ選考委員会が決定する、そして予算の範囲内であるというところがありますが、ぜひ教育委員会は実数に基づいた形で予算の要求、予算の設計をしていただきたいと思いますというふうに考えております

そうすると、今後高校生に、奨学金贈与の奨学金タイプでございますが、全生徒に、申込みの全生徒にぜひ奨学金を給付していただきたいというふうに考えますが、現時点での教育委員会の見解をお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治） お答えいたします。

確かに、奨学生の資格に該当する全員を奨学生とすることで、有用な人材の育成に資するという目的を達成できると考えられますが、小中学生の間につけるべき学力や体力などへの支援に対しての予算も必要であり、配分が難しいと考えております。

○10番（阿部真一） 先ほど配分とありました。予算の配分ではなく、やはり人数に応じた予算措置と配分の考え方の切替えをしていただきたい。それが予算措置としてもできないのであれば、その部分は一応やはり、教育委員会も調査をしていただきたいというふうにあります。認定に至らなかった御家庭の方々がこの後どういうふうな経済状態で進学されたかというのは追跡調査をされていないということでございますので、ぜひその辺も踏まえて、ちょっとこれ難しい問題であるのは理解しておりますが、こういった方々への配慮というのも教育現場で必要ではないのかなというふうに考えております。

そして一つ、この場で教育委員会に指摘をさせていただきたいのですが、この奨学金の申込み用紙等のフォーマットが別府市の教育委員会のホームページ上にどこにも載っておりません。要は、教育委員会にこういった方が足を運ぶか、学校現場の管理職に問い合わせからではないと、なかなかこの制度の申込みまで行き着かない形になっております。要はホームページを見て、市役所の教育委員会まで来てください、簡単に言えば。もう電子申込みもできる形にもなっておりませんし、そもそもの用紙のフォーマットも掲載されておられませんので、これはもう早急に情報政策課と協議していただいて、整備をしていただきたいというふうに思います。そういうところから、やはり教育委員会のこの奨学金に対する考え方というのは、少し今後考えていただきたいなというふうに思います。

昨今の物価高騰もあるため、贈与型の奨学金、貸与型の奨学金、高等学校の奨学金、この贈与の分でありまして月額6,500円、大学の貸与の奨学金であれば4万円の貸与となっておりますが、物価高騰、社会情勢の変化を含めた点を考慮して、今後の教育委員会の見解をお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられた中で1点、高校の奨学生の用紙につきましては、各高校のほうに送付させていただいております。ただし、今のところは別府市内でございます。中学校から高校に行く場合につきましては、別府市内ではございますが、各中学校、公立中学校のほうに、それと私立中学校、送付しているところでございます。

では、先ほどの御質問に対するお答えをいたします。

前回の増額は平成4年に行われ、現在の金額となっております。昨今の物価高騰等は承知しておりますが、高等学校等就学支援金制度により、授業料は実質無償化されていますので、ほかの制度や他市の状況を調査研究して対応したいと思っております。よろしくお願いたします。

○10番（阿部真一） 送付は分かっているんですよ、それは。ホームページに載っていないところを指摘させていただきましたので、各答弁の中で教育委員会、他課もそうですけど、ホームページに掲載してありますというのは、この議場では、多くの議題で執行部のほうは答弁しますが、それに関してこの奨学金に関してのホームページの掲載があまりにも整備が足りていないということを指摘させていただきましたので、そこは御相違がないよ

うにお願いしたいと思います。

今回、この贈与型の奨学金に対して質疑を行わせていただきましたが、日本のこの状況が取り巻く中で、やはり大学の奨学金に関しては日本学生支援機構、そして公益性のある民間団体の奨学金を活用している世帯が多うございます。これは市の教育委員会から一旦手が離れる部分ではありますが、こういった大学の奨学金に関しては、就職してからの返済が始まるんですね、月額1万円なり2万円なり、支払いが。フレッシュマン、もう意気揚々と社会人になったと思ったら、手取り20万の中から一、二万円ぐらいを引かれて、その中で社会生活を営んでいくというのは日本の社会の構造上、矛盾しているところでもありますし、国のほうも、こういった大学生の貸与の奨学金に対しては企業制度、企業が一旦奨学金の返済を面倒見て、企業のメリットとしては、法人税の免税であったりいろいろな面で特典がある制度を実施しております。

また、地方においては地方創生、そしてデジタル田園都市国家構想の中でも、この大学生の貸与の奨学金に対して、地方では国が補助金を出しながら貸与、支払いに対して補助を出す制度が他都市でも見られます。県内では国東、竹田、豊後高田、4都市でありましたかね、もう一件ちょっと忘れちゃったけど4都市、こういった、住民に対して、その都市に住んだときに、企業に対してではなく個人に奨学金の補助を出すという制度を導入しているところがあります。これはもう近年始まったわけではなく、地方創生や人口減少が叫ばれる中、もう四、五年前から国として進めている事業であります。

貸与型である大学の奨学金に関して、今後ぜひ別府市の教育委員会も、県、国の制度を一度見直してもらって、別府市の大学生、別府市内に在住、そして別府市外の企業に就職された方への奨学金の返済の補助、こういったのも一応検討していただきたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、最後にこの奨学金の問題、実は結構経済的な面も考慮しますと、行政当局や教育委員会ではなく学校現場にもなかなか一つの世帯としては相談しにくい部分でございます。その部分を勘案してこの贈与、貸与、種類がありますが、今後のこの奨学金に対しての大きな考え方として、教育長の答弁をいただきたいと思います。時間がちょっと少なくなりましたのでお願いします。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

この別府市の奨学金制度につきましては、将来を担う学生たちが経済的困窮を理由に学びから疎外されないよう、そしてまた教育的にも非常に大きな役割を果たしている制度だと思ってます。今後、選考委員会におきましても、物価高騰等に対しまして、認定者の決定あるいは支給額の拡充については御意見を承っておりますので、今後十分市長部局と相談しながら拡充についても調査研究したいと考えております。

（議長交代、副議長日名子敦子、議長席に着く）

○20番（市原隆生） 一般質問を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

最初に、温泉についてということで通告をさせていただいております。これは何年前になりますか、議員の中で政策研究ということで、その当時、ちょっと温泉の枯渇ということが取り上げられてた中で、しっかり、別府市の死活問題に関わることなのでしっかり取り組んでいこうということで始まったというふうに記憶しております。

この問題も、後で項目上げてますが、地下水が絡んでいるということも専門家から指摘をされておりました。今回ちょっと温泉についての質問を取り上げさせていただいたんですけども、その辺の経過、それから今後の対応なんかについてやり取りをさせていただけたらというふうに思っております。

最初に、温泉の現状として、直近3か年間の湧出量の推移についてお尋ねします。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

大分県東部保健所法による直近3か年の湧出量は、毎分で令和元年度が10万2,975リットル、令和2年度が10万2,777リットル、令和3年度が10万2,671リットルと、3か年の湧出量は微減傾向であると推測されます。

- 20番(市原隆生) この3か年微減傾向だということでありましたけれども、この辺どういふふうに捉えておられるのか、ちょっと意見を聞きたいんですけども、課長に。

私今記憶している中で、近所にありました温泉がなくなりまして、そこもお湯が出なくなったというふうにお聞きをしておりました。結局やめてしまったわけですけども、それから柴石温泉も滝湯がずっとありましたけども、多分まだ復活してないですよ。最近ちょっとあまり踊られてないんですけども、「別府湯けむり」というね、踊りの音頭の中で、「滝湯砂湯に蒸し湯と通うち宿い帰ちみりや隣は新婚」と、こういった歌詞がありますけれども、この中でも滝湯が歌われているその滝湯というのは多分、柴石温泉の滝湯ではなかったのかなというふうに思っております。

しかしながら、今滝湯があるのもひょうたん温泉にあるんですかね、そういったことで、やはり気がつくとなくなって温泉がぼつぼつあるというふうには感じております。これちょっと答弁書を頂いてなかったんですけど、課長、微減しているということをお聞きしたいんですけど、温泉課としてどのように感じているのか、その辺いかがですか。

- 温泉課長(樋田英彦) 答えします。

まず、温泉になるまでの間には、雨水等が地下のマグマだまりから上がってきて近くの地下水に熱や成分を与えることで温泉になっていきますが、これにはやはり50年ぐらいの年数がかかってということが推測されます。

まず、そういう状況の温泉を使うとなれば、地下水と熱水の深度等が影響になります。またそれは、長い年月かけて作られる温泉と使用する頻度、いわゆる需要と供給のバランスに支障が出れば温泉の量に影響が出るのではないかと推測をしております。

- 20番(市原隆生) 地下水の答弁もしていただきましたけども、温泉の枯渇につながるということで、当時の専門家の御意見も、地下水にやっぱり着目するべきだということがあります。その当時、温泉、地熱発電、温泉熱発電ということで、盛んに地下水からでも発電ができるんじゃないかということで、そういったものが作られかけて、今もう、そういった、進めることはなかったんですけども、当時それが進められるということで、すごい非常に危機感を感じて、こういった政策研究会の中でも取り上げさせていただいたというふうに記憶しております。

私、この地下水の問題というのはまだずっと続いているなというふうに思って、今回上げさせていただいたんですけども、これ、今からお聞きすることだったんですけども、地下水把握について、先ほど答弁の中でそれは答えていただいたんですが、そこもちょっともう一回お願いします。

- 温泉課長(樋田英彦) 答えします。

温泉資源に必要な地下水に関して、いまだ解明ができてないこともあり、令和2年度より京都大学に受託研究として研究いただいております。これまでの調査によると、別府扇状地標高約200メートルから500メートルを中心に、地上にあった水が地下に浸透し、地下水で満たされたところ、いわゆる涵養域が分布していること、これらの涵養域は、扇山や鶴見岳の中腹部等にあると推定されること、また地下水の深度は61メートル以上の深い地層を流動するものも確認をされ、これは温泉水が流動する深さと同等であること、また、深度101メートル以上の深さにも地下水が存在している地域もあり、温泉水と地下水は活発に混合していることを示しているというような報告がされております。

- 20番(市原隆生) ありがとうございます。地下水についてはなかなか、くみ上げることについての縛りといいますか、これを止めることができるような法律がなかなかできて

ないというふうにお聞きしております。

こういったものはやはり何らかの形で制限できる形を作らないと、今後別府市においてもそういった、記憶に新しいところだと鉄輪の足湯の噴気が止まってしまったというようなこともありましたけれども、そういったこともまた頻繁に起きてくるのかなという気もしておりますので、ぜひともこの辺の地下水の利用については、今後とも十分に注意をしていただきたい、注視を続けていただきたい、このように思ってるわけですけど、その点いかがでしょうか。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

様々な形で日常生活にも直結している地下水の状況の変化は、別府市におきましては特に貴重で限りある資源であります温泉にも非常に影響を及ぼすものであると考えております。今後の地下水の現状や利用状況等については、現状の把握に努めながら注視していきたいと考えております。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひいたします。

それでは、温泉関係でONSENアカデミアについてお尋ねします。

私も何回かONSENアカデミアに出させていただいて、その中で相当踏み込んだことで、毎年いい成果を上げてるなというふうに思っております。終了した後にパンフレット等も見せていただいたんですけども、そのときにあったアカデミアに対する充実した内容だというふうに思っております。パンフレットもできているということでもあります。

これまでもう何回も重ねてまいりましたけれども、これまでで得られた成果について、どのような成果を上げているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

令和5年度のアカデミアにつきましては、11月23日にビーコンプラザにて開催いたしました。今回は、ウェルネスツーリズムの先進地であるフランス、ヴィシー市の副市長、また研究者でもあるピニオン教授による講演や、また高校生による温泉効果の研究、共同温泉利用の現状と課題の発表、また、プロ車椅子テニスプレーヤーの上地結衣選手を招いての温泉入浴と睡眠の質の研究発表、温泉入浴による腸内細菌叢研究の実証実験、さらに、医師、研究者を交えて、温泉を活用した観光地域の活性化についてパネルディスカッション等を行いました。

特に成果という部分ですが、九州大学の馬奈木教授による温泉入浴による腸内細菌叢の研究では、温泉入浴により、肥満抑制、アレルギー抑制などの様々な健康効果が期待できる短鎖脂肪酸という物質が増加するという報告がなされました。

これらのアカデミアの報告、ディスカッションを受けて、本市が目指すエビデンスに基づいた新湯治・ウェルネス事業の取組をさらに加速していくとともに、会場に来場された市民、事業者等に周知する機会になったというふうに考えております。

○20番（市原隆生） いろいろ今答弁していただきましたけれども、大きな成果を上げているというふうに思っております。

終了後にリーフレットを作って広く交付しているわけですけども、こういった今までの大きな積み重ねがあると思います。これをどのように公表しているのか、その点はいかがでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

本年度のONSENアカデミアの詳細につきましては、市報1月号にて特集記事として掲載いたします。また、来場できなかった市民の方々にも周知しているところです。また、現在報告書も作成中であり、完成次第ウェブサイト、別府たびのほうでも掲載してまいります。これまでのアカデミアの報告書についても、別府たびのほうに掲載し、閲覧できるようになっております。

ONSENアカデミアで研究・報告されたものにつきましては、先ほど御答弁いたしました新湯治・ウェルネス事業に直結するものも非常に多いものがあります。これらの報告内容を取り入れながら、ウェルネス都市としてのブランディングに取り組んでいるところです。また、それらの取組を通じて、市民、事業者にも内容を周知してまいりたいと考えております。

- 20 番（市原隆生） 今までの積み重ね、成果というものがそのリーフレットの作成であって、それも全部見られるように、別府たびのほうで掲載していただいている、私も拝見させていただきました。網羅してるなという感じはするんですけども、やはり温泉のいろいろな分析をしてあったり、そういったことで、科学の世界ですけれども、これは非常に一般の市民の方に分かりにくいというふうに思っております。

やはり、今までの内容、成果っていうのがリーフレットをそのまま載せてありますから本当に網羅されてると思います。ただ、それは分かりやすい形で公表されてるか、人に伝えられてるかという、ちょっとそうはいかないのかなというふうに思っております。私が見ても、ちょっと、一冊一冊が非常に充実はしておりますけれども、長くて、途中で見るのをやめてしまったとか、そういうものもありますけれども、やはり一目見て、あ、こうなんだと、こういう成果が出てると。その積み重ねですね、毎年のことではなくて、今まで何回かやってきた積み重ねの中でここまで来て分かっていると。別府温泉はやっぱりすごいなど、別府市のこの温泉に対する取組というのは、本当にいいことやってるなというのが一目で分かるようなね、そういった内容の公表というのをお願いしたいんですけども、その点どうでしょうか。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

御指摘の部分につきましては、なるべく市民の方に分かりやすくお伝えできるような取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

- 20 番（市原隆生） よろしくお願ひいたします。

では、次の空き家等の問題を取り上げさせていただきます。

これ、空き家等としましたのは、空き家だけではなくてそれに伴ういろんな問題が起きているということで、このように書かせていただいたんですけども、今住宅地、住宅団地ですね、戸別、戸建ての住宅がたくさん建っているような住宅団地、新しくできたところも、古いといいますが昔からあるようなところも、空き家が目立っているというふうにお聞きし、また、感じております。やはり空き家になった隣の方から、そこは木がもう生い茂って、夏は草がいっぱい生えて蚊のすみかになって、もうどどんうちで飛んでくるというような苦情もお聞きをするわけです。樹木に至りましては、大きくなり過ぎて自分のところに入り込んできたり、入り込まないまでも、葉っぱをたくさんつけたやつが風に飛ばされて、うちに飛んでくるというような苦情もよくお聞きをするわけですけれども、こういったことに対する迷惑行為といいますかね、何もしないので迷惑を受けてるわけですけれども、こういった迷惑の対策について最初にお尋ねしたいと思います。

- 建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

行政としまして、管理不全の空き家については、定期的に適切な維持管理のお知らせ、お願いを行い、さらには管理責任についても周知しておりますが、すぐには改善されていないような状況でございます。

そのような中で、国におきまして、管理不全の空き家については税優遇しないなど、空き家の管理強化や活用策を盛り込んだ「改正空家法」が施行され、草木の？ 茂などの管理不全空き家についても効果的な対策が取れるようになりましたので、管理指針に即した措置について指導、勧告を行っているところでございます。

- 20 番（市原隆生） そこで、民法が改正されて、一定の条件の下でそういった迷惑を

かけてる越境の枝というんですかね、そういったものについて、行政のほうから代わりに、持ち主に代わって伐採し、そういった費用を請求することができないのか、その点はいかがでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

適切な管理が行われていない空き家などが、人の生命に危害、それから財産などに甚大な損害を及ぼすおそれがある場合には、必要最小限の措置を取ることができるようになっております。草木の伐採などの維持管理につきましても、所有者の責務でありますので、交付金で対応を行う以上、物件ごとに慎重な検討が必要になるものと考えております。

○20番（市原隆生） 分かりました。大きな枝がせり出しているというような状況、それから葉っぱが茂って、それが飛ばされて、例えばといに詰まって、雨が降ったときにといを流れずに水があふれ出したとかいう苦情もお聞きするわけです。

そういったときに、大きな枝が、例えば台風なんかのときに折れて家を直撃して、瓦が割れたとか、窓ガラスを割ってしまったとかいうことになれば、明らかに見えて、この損害賠償の対象なのかなというような気もするんですけども、例えばといに葉っぱが集まって業者を呼んでよくしてもらったとか、やはりそういった被害を被っているところというのはそういったお金もかかっているわけですけども、こういったところについて、重たいケースから軽いケースまで様々ありますけれども、こういったことについて損害賠償請求というのはできないのでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

適切な管理が行われていない空き家を放置すれば、倒壊、火災等の危険性や防犯・衛生上の問題を生じるおそれがあります。空き家の所有者には法的な管理責任がありますので、今後も適切な維持管理について指導を行ってまいります。

○20番（市原隆生） 迷惑かかっていることについて、見て見ぬふりをする方がなくなるように、しっかりそういった取組をお願いしたいということで、この程度でここはやめたいと思います。

次に、相続登記についてお尋ねをしたいと思います。

これ義務化がこの4月1日から施行されますけれども、前にも触れさせていただいたんですけども、もう一度罰則を含めて説明をしてください。

○都市整備課参事（加藤秀一郎） お答えします。

相続登記の義務化につきましては、不動産登記法の改正によりまして、令和6年4月1日から、相続によって不動産の所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該所有権を取得したことを知った日から3年以内にその所有権の移転の登記を申請しなければならないこととされました。

罰則については、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは10万円以下の過料に処することとされました。

○20番（市原隆生） そこで、今答弁いただいた中で、所有権取得を知った日、それからもう一個正当な理由、この2点について教えてください。

○都市整備課参事（加藤秀一郎） お答えします。

法務局に確認したところ、取得したことを知った日とは、分かりやすく言いますと、自分が相続人であることを知り、さらにその中に不動産が存在することを知る、とのことでした。

また、罰則中の正当な理由とは、相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や、他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース、経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合な

どが上げられるとのことでした。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。法改正がされまして4月1日から施行されるということでありますけれども、この法改正前に相続したものの、そういったことについて、相続登記のそういった義務化の対象になるのか、その点はいかがでしょうか。

- 都市整備課参事（加藤秀一郎） お答えします。

相続登記義務化の施行日、令和6年4月1日前に相続登記をしていない不動産についても適用するとされていることから、相続登記義務化の対象となります。この場合において、知った日または施行日のいずれか遅い日から3年以内に、その所有権の移転の登記を申請しなければならないこととされております。

この罰則についても、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは10万円以下の過料に処することとされています。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。そういうことですね。

次に上げさせていただいております所有者不明土地というのが、もう随分前からいろいろ取り沙汰されて問題になっておりますけれども、この相続登記の義務化が施行されることによって、本市におきましても相当数のそういった手のつけられない土地があるというふうに聞いているんですけども、施行が始まって、この所有者不明土地の解消が進んでいくのかどうか、その点いかがでしょうか。

- 都市整備課参事（加藤秀一郎） お答えします。

今回の相続登記の義務化が施行されることによりまして、今後の所有者不明土地の発生を予防し、所有者不明土地につきましても、所有者が判明してもその所在が不明で、連絡がつかない土地も含まれておりますので、法改正によりまして、今までそのままにされていた相続登記も少なからず動きが出てくる可能性があると考えております。

- 20 番（市原隆生） この所有者不明土地の問題、この土地につきましても、様々な問題が発生しておりますけれども、義務化がこの4月1日から始まるということでありますけれども、今後これらの土地がどういうふうに扱われていくのか、その点を最後にお聞きしたいと思っております。

- 建設部長（山内佳久） お答えいたします。

別府市といたしましても、所有者が特定できずに、例えば災害復旧など特に迅速な対応が求められる案件などに対しまして、不測の事態に備える意味でも、所有者不明土地の対策は急務であると、そのように考えております。

今回、この相続登記の義務化が施行されたことは、所有者不明土地の解消につながる大きな第一歩と感じております。今後も法に基づき適切に対応し、また関係者へ周知していきたいと考えております。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、次に、河川の管理ということでお尋ねをしたいと思います。

激しくなる気候変動ということで、最初に項目を上げさせていただいたんですけども、別府市内に大きな川があるわけではないんですけども、この管理については、県がするという事は重々承知の上でこの項目を上げさせていただいております。

市の担当課にああしろこうしろという意味ではないんですけども、最近の激しくなる気候変動によって、雨が降るときには一気に降って、とことん降るというような状況がありますけれども、こういった中で市が管理する水路、また道路等も、川も含めて予想される被害というのはどのようなことを考えておられるのでしょうか。

- 都市整備課長（山田栄治） お答えいたします。

大雨が降った際の被害としましては、側溝や水路があふれたり、土砂や倒木により道路がふさがれたりすることがあります。また、大雨の影響によりまして、道路の端（路肩）

や舗装の破損が生じる場合が想定されます。都度応急処置や、補修等の対応を行っているところでございます。

○20番（市原隆生）そこで、別府市において、土砂災害が起こる心配というのはどうなんでしょうか。大きな川がないというふうに先ほど言いましたけれども、そういった中で土砂災害というのがどういうふうに考えられているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治）お答えいたします。

土砂災害につきましては、大きく3つの種類がございます。土砂災害には、斜面の地表に近い部分が、雨の浸透や地震により緩み、崩れ落ちるがけ崩れ、それから、斜面の一部または全部がゆっくりと斜面の下の方へ移動する地滑り、3つ目が山腹や川底の石、土砂などが雨により押し流される土石流、この3つがございます。各管理者において、様々な対策が行われているところでございます。

○20番（市原隆生）別府市は大きな川はないけれども、ずっと坂の町で扇状といつてずっと高いところからずっと低いところに物が流れていくわけです。その中で、大量の雨が降ったりしたら、当然押し流す力というの大きな力が働くなというふうに心配してるところでありますけれども、こういった河川の管理というものが、そういった災害を少しでも抑えていくことの必要条件ではないかというふうに思っております。

当然、もう先ほど申し上げましたけれども、これは県のするところでありますから、連携を取っていただきたいという意味でこの質問を設けたわけでありますけれども、この市内の河川ですね、朝見川、境川、春木川、平田川ってありますけれども、河川が健全な状態というもの、ちょっと私もどういふことが、定義というのはないんですけれども、これを健全な状態を保つためにどのような管理、対策が今行われているか、その点をお尋ねしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治）お答えいたします。

これまで河川管理者である大分県によりまして、砂防堰堤、ダムですね、砂防堰堤の設置など各種の工事が行われてきております。また、ダムの堆積状況につきましても随時確認がなされております。それから、老朽化したダムの改修等も計画をしているというふうに聞いております。また、各河川内の土砂につきましても、堆積状況により撤去するなどの管理が行われております。

○20番（市原隆生）よろしく申し上げます、ありがとうございました。

朝見川では堆積土砂というのは、もうそこは町なかを通過して両岸から様子が見れるということでありますから、多くの市民の方が毎日のように、監視ということではありませんけれども見ておられる中で、そういった例えば土砂が堆積するとすぐに分かるというような状況があるかと思っておりますけれども、最近ちょっと相談いただきました春木川では、国道の奥といいますか、裏側といいますか、そこはがくっと下がった低いところを流れているので、なかなか目につかないという、そういった地理的な条件があるかと思うんですけれども、気がついたら、本当にまるで、何でこんなところに古墳があるのみたいな、そういった状況の土砂が堆積していると。そこに長年積もりに積もった栄養のあるというふうなことなんでしょう、人の背よりも高い草が生い茂っているというような状況がありました。その周辺の方が、あれ何とかならんのかということと言われてたりするんですけれども、そういったことで近年の、先ほどから申し上げてる過激なこの気候の変動ということが相まって、非常に土砂災害の危険性を感じるというような心配の声も聞いたわけでありませぬ。

そういったことがありますのでね、管理に関しては県でありますから、市の担当課としてもしっかり管理をしながら、監視をしながら県との連携をよくしていただいて、健全な川の姿を取り戻していただきたい、災害の未然防止に努めていただきたいというふうに

思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治） お答えいたします。

県と連携を図るといところでございますけれども、関係機関と合同で出水期前の点検を行ったりしておるところでございます。市としましては、大雨や台風のときのパトロールなども行っております。引き続き、災害に関する各施設の状況を注視しまして、情報共有、連携を図りながら、災害の未然防止に努めてまいりたいと思っております。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひします。夏のゲリラ豪雨とよく今も言われますけれども、そういった災害の発生も大変危惧されておりますので、こういった災害が別府市で起こらないようにしっかりと監視をしていただき、対策をしていただきたいということをお願いして次の項目に移らせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、市民の移動手段ということでお尋ねします。

市内の交通不便地域ということが、予算審議の中でもちょっと質問させていただいたりしましたけれども、この不便な地域というのが、今デマンド交通していただいているところ以外にもいろいろ発生しているなという気がしております。というのが、高齢者の方が増えているということと、それからやはり車の運転をやめたという方が増えているという印象を非常に強く持っております。

今、市内の交通不便地域ということで、移動支援を始めたところ、この点についてお尋ねしたいと思います。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

本市で行われております行政支援で移動確保しているところは、内成棚田線のコミュニティタクシー、それから東山及び大所・小坂地区で行われておりますみんなのタクシーでございます。

○20番（市原隆生） それで、調べていただきました。免許返納、どれぐらい進んでいるのか、その点いかがでしょうか。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

別府警察署からの参考の数字とはなりますけれども、令和4年度におきましては約500件、令和5年度は約520件と、やや増という状況にあります。

○20番（市原隆生） 毎年、500人から500人を超える方が免許返納されているということでありました。私も、この数字を聞いて本当にびっくりしました。免許返納に取り組んだのが、数年前にバスカードを差し上げたりということで別府市も取り組んだ経緯がありますけれども、一応の成果を得たということで、この事業自体はなくなりましたけれども、その後やはり毎日のように高齢者の方が事故ということで、テレビのニュースでもやっております。

そういった中で、時々若い方から、もっと市は免許返納を進めないと駄目ですよみたいな感じで言われて、いやそれはちょっとあまりにもね、人権に関わることですから、それはやはりなかなか申し上げるわけにいかないんですけども、実際に数を聞いて私もびっくりしました。こういった500人を超える数があるということでありましたけれども、これらの方というのが、この新しい交通支援を始めた地域の方ではなくて、市内の中心部に住んでる方もかなり多いんです、聞く中で。新しい住宅団地、古い住宅団地等に住んでおられる方もいますし、高齢者の方ですから、非常に交通というか自分の買い物、または病院行く、その交通手段がないということで非常に困っておられます。

そういった中で、もう全市的にやはり公共交通についてもっと見直しをしていくべきなのかなという気が今しているところであります。デマンド交通始めていただいたところも、そういった路線ができたところというのも、行きたいところというのはやはり買い物、病院なんだというふうに、一様におっしゃいます。高齢者の方が多く利用されるということ

もあるのかと思いますけれども、そういった行き先に行くことを目的にしているということでありました。

そういったことも含めて、今後の交通支援、移動支援というのを考えていただきたいなと思うんですけれども、今度南部を中心にライドシェアを試験的に始めていただくということもお聞きしましたけれども、これはその中で路線バスが1日1本1往復しかないというところもあったということでありましたけれども、私がお聞きしております北部の関の江のほうですかね、そちらのほうも1日2往復しかないというようなこともありました。やはり、それに合わせての行動になっているということであったんですけども、やはりそういったところで、最初に申しあげました住宅団地での空き家というのは、そういったところにも来てるんですね。買い物にも行けなくなったので、やっぱり高いところの住宅ではなくて低い、買い物が割と頻繁に行ける、そういったところに住替えをするというようなことで、高地にある住宅団地の空き家が増えているというようなことも聞きますし、私もそういったことを感じております。

そういったことも含めまして、この病院、買い物への移動手段の確保というのが、これからさらに多く求められてくるかと思うんですけども、その辺の対策ということをお聞きしたいと思います。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

昨年度より、交通不便地域に対しアンケート調査を実施しております。調査では、利用したい施設、利用したい際の利用料金、そして利用したい時間などの情報を基に、令和6年度から実施いたします自家用有償旅客運送によります、いわゆる自治体ライドシェアにおいて、日常生活の維持やその改善対策として、南部地域で6月より実証実験をしております。その他の地域につきましても、市民ニーズの把握のためのアンケート調査を実施していくことで、地域住民の意向に沿った移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

○20番（市原隆生） これからますます返納というのは進むのかなというふうに思っておりますし、移動支援を求める、また不便だって感じる方というのも増えてくるのかというふうに感じております。そのことも視野に入れて、今後さらなる対策をお願いしたいなというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

では、次の最後の質問に移らせていただきます。

観光施設付近のごみということを取り上げさせていただきました。これはどこの施設ということは申し上げませんが、コロナが収まりまして、観光客の方が大変増えているというふうに思っております。その中で多くの外国人観光客も今来られてるというふうに思います。別府市はそういった観光するところはたくさんありますので、お客さんはいろいろ移動されるわけですね。その中で、ちょっとマナーに欠けるというふうに思われる方が、ごみをばいばいと捨てていくということが発生してると思います。

あるところで、観光客がたくさん来られているというふうに私は思います、バス停にかなり待ってるのも時々見たことがあるので。そういったところの近隣の方が、非常にごみが落ちてるのを見て、その施設に、ここを清掃してもらえませんか、お客さんが捨てていったんではないですかって言ったら、いや、これはうちのお客さんではないと思いますというふうに言われたって言うんですよ。もう市長ね、ちょっと嫌ですよ、こういうのは、本当に。そういうふうにおっしゃったそうです。自分のところの家も近くだったので、もう全部片づけたということなんです。

そこだけだったのかもしれませんが、やはり私、さっき阿部真一議員さんも取り上げられておりました市民憲章の中で、美しいまちを作ってお客様を温かく迎えるという、そういった思いを、せめて観光に関わる経営者、またそこに働く方というのは、その点を

やっぱり踏まえていただいて、そういった気持ちを持っていただかないと、別府市全体がよくなる中で自分のところももうかるという感覚を持っていただくことというのは非常に大事ではないかなというふうに思ったわけです。それをちょっとどういうふうに、ここ議場で取り上げたらいいのかというふうに、非常にちょっと迷ったんですけども、そういったことについて、例えば観光に関わる行政のほうからそういった意識を変えていただく、そういったことができないかというふうに強く思ったものですから、その点、どんなことができるのか、いかがでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

今、御指摘ありましたが、魅力的な観光地であるためには、美しい自然とともに清潔さが保たれているということも大切な要素の一つであると考えております。新型コロナウイルスの5類移行以来インバウンドも含めて観光需要が高まりを見せている中、全国的な観光地においても、ポイ捨て問題というのがクローズアップされてるようになっております。市民への啓発はもとより、観光地全体で環境美化に対する意識を高める必要があると考えております。

これにつきましては、観光関係者、また関係部署とも情報を共有しながら、様々な地域で取組が見られておりますので、そういった先進事例も研究していく必要があると考えております。

○20番（市原隆生） 大分前なんですけども、埼玉の川越市というところでね、小江戸というんですかね、小江戸というふうに言われて、江戸時代の町なみが残ってて、非常に今注目されている観光スポットだというふうに言っておりました。その中で、テレビで取り上げた取組というのが、そういった昔の町なみを生かした商店街があって、そこでは食べ歩きができるような食べ物をたくさん売ってるんですよ、店があって。その中でね、当然例えば串に刺した、お団子とか、そういったものを食べながら、当然食べ終わったら、もう要らなくなるのでぽいっと捨てたくなりますけれども、その商店街ずっと長い中で、どこのお店で買って出たごみであっても、うちでどうぞ捨ててくださいというような取組をしていると。それをまち全体の協定というか、そういった話合いをして、みんなで受入れしていこうやということでやってるといふ、そういった取組がすばらしいねということで、テレビで取り上げられておりました。

私ちょっと視察に行きたいなと思ったんですけども、ちょっと日程が合わなくてね、断られたんですけども、やはり全体でよくするという感覚を、観光に関わる方というのは持っていたいただかないと、自分ところだけで繁盛しようとか、自分ところだけもうかればいいというようなことでは、私は絶対これからはやっていけないと思うし、今注目をされている観光地というのは、狭いながらもやはり団結されてると思うんですね、そういった町なかで。そういうのがないと、別府市は観光スポットもたくさんありますので、全体でやるのが難しい面があるのかというふうに思うんですけども、それはやはり観光に関わる担当課、また行政のほうから、全体で盛り上げていこうやということを、経営者だけではなくて、そこに携わる従業員の方などまで、全てそういった意識を持っていただくということは非常に大事だというふうに思ってるんです。

今回のちょっとこの状況を聞いて、これは本当に前から言われてることではあるんやけど、最近また観光客の方がたくさん戻ってきて、さらに増やしていこうという形で今取り組んでいる中で、観光客増えたけどごみもたくさん増えたから、近隣の方が大変迷惑してますよというような状況が出たんでは、何のための観光が繁盛したということになるのか、もう分からなくなってしまいます。そういったところの取組というのを今後お願いしたいんですけど、市長、いかがでしょうか。さっきうなずいて聞いていただいておりますし、これ市全体のことで、本当に中心になる産業のことでありますので、ぜひイニシアチブ取っ

てやっていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

実は私も意見交換会の中で、毎日自分の家の前でガムを捨てる人がいると、市が何とかしてくれとか言われたことがあって、それは私たちが管理する道路ですけど、皆さん方地域の道路でもありますよねと。それは市の問題でもあるけれども、地域の問題ですよとというような話をしたことがあります。重なる部分があるなというふうに思って聞いておりました。

これは企業、観光施設だけの問題ではないなと本当に思っていますが、同時にやっぱりこれは、来る方々がもう絶対にごみを捨てられないというような雰囲気づくりをするというようなこともやはり重要で、それぞれまちの人、それから来られる方々の意識の変革というか、意識が変われば世界中が変わっていくんでしょうけども、実はこれがやっぱり根源的にやっぱり永遠のテーマで難しい問題であります。それはそれとして、さっき言ったように、我々としてもそういうまちを作っていくって、意識を変えて、来る人たちもごみを捨てられないなというふうな雰囲気づくりをしっかりとやっていくということを徹底してやっていかなきゃいけないというふうに、それが一流の観光地の条件だなというふうに思っていますが、もう一つは、やはりそういうトイレの問題等も言われておりましたが、とにかく入湯税等を活用して、そういったところにも、と実行部隊というか、実際やはりお金を使っていかなければ、なかなかやっぱりこれを両方でやっていかなきゃ難しいなと思っていますので、今後御意見を踏まえて、しっかりと「美しい町をつくりましょう」という市民憲章の精神にのっとって、そういうまちづくりにもう一度考えを巡らせて、一度皆で話し合いをしてみたいと、内部でも協議をしてみたいというふうに思います。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。私、今回の苦情を聞いた中で、やはり観光施設がもう間近にあるその地域の方というのも、協力したいなというふうに思う気持ちがないと、やはり例えばそういった観光施設を運営されているところだけが頑張っても駄目だと思いますし、頑張ってるそういった施設、そういった会社を見ながら、地域の人も自分たちも協力して別府市全体をよくしていこうという思いになっていただかないと、本当にいい観光地っていうのはできないんじゃないかなということを強く感じました。

ぜひそういったことを踏まえて、すばらしい観光地別府を作っていただきたいなということをお願いして、ちょっと時間残りしましたが、私の質問終わります。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○3番（中村 悟） 創る未来の会、中村悟です。

一般質問に当たりまして、まず初めに、本日傍聴に来てくださった皆様、本当にありがとうございます。そして、ケーブルテレビ等で御覧になってくださってる方々も多くいらっしゃると思います。本当にありがとうございます。

この一般質問という場なんです。それぞれの議員が議場で自由に自分の主義主張を発言して、そして執行部に問うことができる、本当に貴重な機会だと思っています。僕は今回も子育て支援関係であったりとかという議題が多いのですが、今回もすごく思い入れがある内容になっておりますので、ぜひしっかり訴えさせていただきまして、少しでもこれは必要性があるなと思っていただければ、ぜひ実行のほうに移していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、第1番、教育行政について入らせていただきます。

別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に寄せられたパブリックコメントや説明会会

場で寄せられた声や請願書の内容を鑑み、このたび素案の修正版が発表されました。では、別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）修正版の内容について、変更点を踏まえ、答弁を願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

令和5年9月に素案を公表し、8回の説明会やパブリックコメントなどで頂いた市民の皆様の見により、課題と思われる7点についての対応を具体化し、不安の解消に努めることにしたものが修正版でございます。

課題と思われる7つの点について御説明いたします。計画期間、閉園までのスケジュールについて、これは閉園期間を1年間延長し、年次計画を見直しました。

幼保小連携体制については、円滑な小学校への接続を図るための架け橋期カリキュラムの開発を行うこと。また、中学校ブロック連携モデル地域を指定し、保育園、幼稚園、認定こども園、また小学校の保育士や教員同士の間で子どもについての情報共有を図ります。

継続する市立幼稚園の施設整備や通園時の安全確保についてですが、令和6年度から令和8年度にかけて計画的に実施いたします。

市立幼稚園の複数年保育については、2園で4歳児、5歳児の2年保育を導入し、保護者ニーズや施設の状況等により、拡大について検討いたします。

市立幼稚園の預かり保育早朝対応につきましては、今後実現に向けて検討してまいります。

市立幼稚園の適切な人員配置については、安心して子どもを預けられる教育環境を整えるための適正配置を行います。

幼稚園教諭の採用については、将来の園児数、学級数を考慮した採用を考えております。

5歳児の教育・保育の受皿の確保については、市立幼稚園と私立幼稚園、認可保育園、認定こども園、それぞれで現状のままでの受入れは可能でございます。認定こども園の移行予定が令和7年度が8施設、令和8年度1施設、時期未定ですが移行があるというところが13施設であることから、移行に向けて事業者支援を行ってまいります。

以上の内容を追加したものが修正版でございます。ビジョン策定後につきましても、進捗状況について、別府市子ども・子育て会議などにおいて説明し、ホームページ等でも公表してまいります。

○3番（中村 悟） 円滑な小学校への接続を図るための施策であったり、市立幼稚園の預かり保育、早朝対応であったり、通園時の安全確保、また、市立幼稚園の施設の改修等が今後進められていくということです。

先ほど答弁をお聞きしてまして、認定こども園への移行というのが、当初の認定こども園の予定数よりはちょっと増えてきていて、少し安心しているところでございます。今後様々な課題等が出てくると思いますが、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けて御尽力を頂ければと思います。今後もこのビジョンには注視をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんへのきめ細かな情報共有を要望いたします。

次の質問に行きます。

先ほど上げられた円滑な小学校への接続を図るための幼保小連携についてですが、保育士や教員同士の情報共有も大切ではありますが、園児が就学予定の小学校の校舎への場所慣れであったり、小学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんに触れ合う機会を増やすことも大切になってくると思います。そこも考慮した幼保小連携推進をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

幼保小接続・連携については、令和6年度に向けて2つの取組を行います。一つは、幼保小の円滑な接続の推進として、架け橋期カリキュラムの開発を行います。もう一つは、

幼保小の連携の強化として、中学校ブロック連携モデル地域を指定した具体的な取組の推進を行います。

園児、児童による交流活動については、中学校ブロック連携モデル地域で実際にどのような交流ができるのか協議し、実践していただくようにしています。令和7年度にモデル地域の成果と課題を明確にし、この成果と課題をもとに、令和8年度は市内全中学校ブロックで実践するよう計画をしています。

- 3番（中村 悟） 近年では、小学校1年生の児童が集団行動が取りづらい、また授業を静かに聞いていられずに歩き回ってしまい、教室から出ていってしまう。また、登校渋りなどのいわゆる小1プロブレムが指摘されています。小1プロブレムが起こる原因として、保育園、幼稚園とのギャップ、環境の変化が上げられます。今後の幼保小連携推進が、保育士、教職員の連携のみならず、そこに通う子どもに特化した内容であってほしいと思います。

就学前に、気軽に授業を参観できたり、入学前の園児が小学校に行って、小学生と気軽に一緒に遊んだり、学校行事に参加したり、校内を案内してもらったり、給食を食べたりするなどの校舎や児童に慣れ親しむことができる交流活動を期待します。新しく小学校に入学する子どもたちが、学ぶことが楽しい、また学校に来るのが楽しいなど思ってもらえるような幼保小連携推進になるように要望して、次の質問に入ります。

特別な支援や配慮が必要な子どもの支援について質問させていただきます。

まず初めに、未就学児の発達検査、知能検査及び療育もできる病院の数について別府市内に幾つあるのか、答弁を求めます。

- 健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

別府市内には、主に未就学に対応できる医療機関が2施設あります。

- 3番（中村 悟） 未就学児に関しては、3歳半健診での医師の診察で引っかかり、別府発達医療センターへ紹介状を出され、受診するケースが多々あると思います。

そこで今回私が特に問題視しているのは、別府発達医療センターの初診の待ち時間が長過ぎるという点です。聞くところによると、3か月から6か月待ちというのもしばしばあるということです。自分の子どもが、医師から発達に問題があるかもしれないと言われて待つ期間としては3から6か月は長過ぎて、多くの親が様々なことをぐるぐる考え、不安で眠れない夜を過ごすこととなります。親の心身を衰弱させるのには十分過ぎる期間です。未就学児は1か月でも特に大きいと思います。特別な支援や配慮が必要な子どもを早期発見する仕組みがあったとしても、専門機関の医師につなげることに時間を要すれば、十分な支援体制とは言えないと思います。

行政が関与できること、またできないことがあるのは承知の上ですが、問題意識等共有して、何かしら解決策がないか取り組んでいけたらと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

- 健康推進課長（和田健二） お答えします。

別府市内だけでなく、県内全域で受診までに時間を要する状況となっております。これは背景には保護者をはじめ、保育・教育現場など、社会全体の発達障害に対する理解が進んでいることが考えられます。大分県では、対策として身近なかかりつけ医で相談ができる体制を整えるため、県内の小児科医への研修の実施や医療連携コーディネーターを配置し、受診調整を行うなど、受診待ち期間の短縮に努めているとのことです。

市の行う発達相談会の際に、療育機関と合わせて、障害福祉サービスで診断がなくても利用できる児童発達支援や保育所等訪問支援事業、巡回支援相談員整備事業や、市外の医療機関を御紹介する場合があります。

また、保護者の不安なお気持ちについては、保健師がお話をお伺いすることができます。

受診までに時間のかかることについては、県内全体でも問題でもあり、どこに課題があるのか、県や関係機関などと話をしながら確認していきたいと考えております。

- 3番(中村 悟) 私の認識では、初診待ち期間が長い問題は少なくとも10年以上前から続いていると認識しています。今後も需要が減ることは考えにくいと思われます。子どもの成長は待ったなしです。県や関連機関等と前進に向けてしっかりと協議をしていただければと思います。

では、市が行っている児童発達支援の詳細を答弁願います。

- 健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

別府市で行う1歳6か月健診や2歳6か月歯科健診、3歳5か月健診などのお子さんの状況から、医師等の判断や御家族の要望などにより、必要に応じ、支援につなげております。

子どもさんの状況によりますが、以後の相談が不要な場合や、再度発達相談会に来ていただく場合、児童発達支援や、保育所等訪問支援事業などの障害福祉サービスを紹介したり、医師の診査やリハビリを受けられる療育機関を紹介する場合、日常的に子どもに接する保育所等のスタッフに関わり方を助言する巡回支援専門員整備事業を紹介する場合など、相談会後の対応は様々となっております。

- 3番(中村 悟) では、巡回支援相談員整備事業及び保育所等訪問支援事業の詳細を答弁願います。

- 健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

当課で実施している巡回支援専門員整備事業は、保育所等からの申込みにより、専門職種が園を訪問し、施設職員に関わり方などの助言を行う事業です。また、障害福祉サービスの一つである保育所等訪問支援は、保護者からの申請により、発達支援に携わる事務所よりスタッフが園を訪問する事業です。

ほかにも大分県や特別支援学校にも同様に、専門職種等が保育所などを訪問し、施設職員に助言を行う事業を行っております。

- 3番(中村 悟) 知的の発達に遅れはないものの、学習面、各行動面で著しい困難を示す小学生の人数についてですが、文部科学省の調査によると、2012年の調査では7.7%、2022年の調査では10.4%いるという結果が出ています。近年困りのある児童は増え続けていますが、才能があふれる子が多いのも事実です。例えば、レオナルド・ダ・ヴィンチであったり、天才音楽家のモーツァルトであったり、発明王のトーマス・エジソン、またウォルト・ディズニーであったり、アップル創業者のスティーブ・ジョブス、Windows開発者のビル・ゲイツ、また日本では坂本龍馬などがいます。困りがある箇所をいち早く特定をして、養育や困りの箇所との関わり方などの対策を取ることで、将来独り立ちすることのみならず、その子の将来の才能を開花させることにもつながります。今後とも、きめ細やかな支援について、その都度見直しを行いながら、ぜひ実施をしていただければと思います。

では、次の質問に入ります。不登校児童生徒の支援についてです。

近年、様々な状況から学校に通いにくい児童生徒が増えている状況があります。では、全国の不登校児童生徒の過去5年間の状況を答弁願います。

- 学校教育課参事(宮川久寿) お答えいたします。

国が実施しました、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者等を除いた支援が必要な児童生徒数は、平成30年度は小学生4万4,841人、中学生11万9,687人、合計16万4,528人。令和元年度は小学生5万3,350人、

中学生 12 万 7,922 人、合計 18 万 1,272 人。令和 2 年度は小学生 6 万 3,350 人、中学生 13 万 2,777 人、合計 19 万 6,127 人。令和 3 年度は小学生 8 万 1,498 人、中学生 16 万 3,442 人、合計 24 万 4,940 人。令和 4 年度は小学生 10 万 5,112 人、中学生 19 万 3,936 人、合計 29 万 9,048 人です。

- 3 番（中村 悟） 今の答弁を聞きまして、平成 30 年度の 16 万 4,528 人から毎年増え続けて、直近の令和 4 年度は 29 万 9,048 人と、約 2 倍に増えていることが分かります。

では、どのような要因から不登校につながるケースが多いのでしょうか。答弁を求めます。

- 学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

令和 4 年度の調査結果によりますと、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」の本人に係る状況が主な要因となっております。

- 3 番（中村 悟） 別府市教育委員会しかり、教育の現場の先生たちも不登校児童が学校に能動的に自ら通いやすくなるよう御尽力をいただいていることと思います。

では、別府市においての不登校児童生徒の過去 5 年間の状況を答弁願います。

- 学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

同調査結果から、別府市の状況は、平成 30 年度は小学生 24 人、中学生 129 人、合計 153 人。令和元年度は小学生 54 人、中学生 131 人、合計 185 人。令和 2 年度は小学生 46 人、中学生 126 人、合計 172 人。令和 3 年度は小学生 58 人、中学生 157 人、合計 215 人。令和 4 年度は小学生 65 人、中学生 205 人、合計 270 人です。

- 3 番（中村 悟） 別府市においても平成 30 年度は 153 人、令和 4 年度は 270 人と全国にしかり、約 2 倍に増えていることが見てとれます。全国においても、別府市においても、学校に通いにくい児童生徒に対しての取組を進めていると思いますが、それでもやっぱり、依然として増え続けているという状況があります。国の教育制度自体が今の時代に合っているのかどうかという、根本的な課題についての協議も必要になっていると感じています。

そこで、他市町村では、令和 6 年 4 月玖珠町に不登校児童生徒の支援に特化した小中一貫の公立学校、学びの多様化学校が開校予定です。新しい取組として大いに注目をされているところです。

では、別府市の取組についてお聞きをしますが、不登校支援の取組として、別府市では、各学校に教育相談コーディネーターの先生が配置をされています。また、その次の段階の支援として、フリースクールであったり子ども食堂などの地域資源、また別府市教育相談センターのふれあいルームや家庭訪問型アウトリーチ支援、また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、また大分県教育委員会によるオンライン学習支援システムなどがあります。別府市では、来年度、フリースクール等保護者負担金補助金が 271 万 9,000 円予算計上をされています。別府市において、今後どのような方向性で不登校支援をしていくのか、答弁を求めます。

- 学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

別府市におきましては、これまで学校に行きづらさを感じている児童生徒の状況を大きく 5 段階に分け、それぞれの段階に応じた支援を行っております。まず、人と関わるのが困難な児童生徒への支援につきましては、保護者の相談を教育相談センターで心理相談員が、または学校でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフが受けております。

次に、人とは関われるが、外出が困難な児童生徒への支援につきましては、保護者や本人の相談を教育相談センターの心理相談員が受けたり、訪問して受けたりしております。また、家庭訪問型アウトリーチ支援や、ICT 機器を活用したオンライン支援、校内専門スタッフによる家庭訪問等を行っております。

さらに、外出はできるが、学校の友人との関わりが困難、または、登校は困難だが、小集団での生活は可能というお子さんにつきましては、教育支援室ふれあいルームで少人数での小集団生活を経験させるとともに、ICT機器の活用も含めた学習支援を行っております。

最後に、登校はできるが、教室に入ることが困難な児童生徒への支援につきましては、校内に設置した登校支援室や別室にて学習・生活支援を行っております。

このように、児童生徒の状況に応じて段階的に支援を行っております。いずれの場合も、児童生徒や保護者の願いや困りを聞き取り、そのニーズに応じた支援を行っております。

また、今回、フリースクール等保護者負担金補助金事業を予算計上しておりますが、議会の議決を得られましたら、市内のフリースクールと連携しつつ、支援を行ってまいります。今後もこれらの取組が一層充実するよう努めるとともに、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○3番(中村 悟) 市内の中学校では登校支援ルームがあり、登校支援員さんが、市内6中学校に各校1人、計6人配置されていますが、小学校への配置がないというのはなぜでしょうか、答弁を求めます。

○学校教育課参事(宮川久寿) お答えいたします。

学校に行きづらさを感じている子どもへの支援を考えた場合、登校できていない子どもが多い中学校での支援が必要であると考えたためであります。

○3番(中村 悟) 答弁のとおり、数字だけを見ると確かに小学校に比べて、中学校のほうが登校できていない子どもが多いのは事実です。しかし、不登校問題は、より初期段階での対策に力を入れていくことが重要で、それが結果として中学校への通いづらい生徒を減らすことにつながると思います。

そこで、小学校でも登校支援員さんの配置を要望します。併せて、別府市就学前・保育ビジョン素案によって生まれる空き幼稚園園舎を不登校児童支援へ活用することを併せて検討していただきたいと思います。不登校児童にとって、校舎の玄関をくぐるというのは大きなハードルがあります。空き幼稚園の校舎を活用することでハードルが低くなり、通いやすさにつながると思います。以上のことについて、お考えを答弁願います。

○学校教育課参事(宮川久寿) お答えいたします。

まず、子どもたちの支援場所につきましては、様々な角度から多面的に協議してまいりたいと考えております。

また、登校支援員の小学校への配置につきましては、小学校の昨今の状況から、その必要性を感じております。市教委といたしましても、今後、場所や配置について協議をし、適切に対応してまいりたいと考えます。

○3番(中村 悟) ありがとうございます。今後、しっかりと前向きに検討していただけるということで安心しています。

不登校は児童生徒支援だけではなく、保護者の心理的なサポートというのも重要だと思います。別府市では個別に不登校児童生徒の保護者の相談窓口がありますが、親の会などの集いの場はありますでしょうか。また、そこに対しての公的な支援は今後検討される予定でしょうか、答弁を願います。

○学校教育課参事(宮川久寿) お答えいたします。

市教育委員会としましては、学校に行きづらさを感じている児童生徒への支援として、保護者のカウンセリング等を含め、様々な取組を行っているところでございます。

保護者の集いの場としての親の会につきましては、以前は民間団体が別府市で活動していましたが、現在は活動していないというふう聞いております。市教委といたしましても、そのような保護者の集いの場も大切であると考えておりますので、今後検討してまい

りたいと思います。

- 3番(中村 悟) 学校に通いづらい児童生徒の保護者もまた苦悩している現状があります。保護者のケアをすることで、学校に通いづらい児童生徒の解決につながるケースも多々あると思います。今後の検討をお願いしまして、次の質問に参ります。

子どもの体験学習について質問をさせていただきます。

別府市での学校教育において、体験学習の位置づけを答弁願います。

- 学校教育課長(松丸真治) お答えいたします。

学校教育は、学校教育法等の法令に基づき行われておりますので、体験学習については主に教科指導となります。法には、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。また、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実に努めるものとする記載されてございます。

- 3番(中村 悟) 別府市において自然体験学習を担っていた少年自然の家「おじか」ですが、施設の老朽化及び宿泊棟の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることや新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年10月11日から一時休所中が続いています。再整備を計画・検討するに当たり、市場性の有無や民間活力の導入可能性などを把握することを目的として、令和4年1月にサウンディング型市場調査を実施しています。昨年、再度サウンディング調査を実施し、アンケート調査に御協力いただける企業の公募及びアイデアやノウハウ等の対話を個別実施しています。

その結果が、今年の1月以降に公表されるとのことでしたが、今議会に解体設計等委託料が上程をされています。少年自然の家「おじか」について、サウンディング調査結果及び今後の運営方針について答弁を願います。

- 社会教育課長(姫野淳子) お答えいたします。

少年自然の家「おじか」につきましては、令和4年1月に行ったサウンディング調査の結果を踏まえつつ、おじかの当初の設置目的であった子どもの体験・育成機能を維持することを前提に、民間事業者による活用意欲や、実施上の課題・条件等についても意見を聴取し、本施設の活用の方向性を検討するために再度サウンディング調査を実施いたしました。

今回のサウンディング調査では、施設の活用の可能性や事業の実施上の課題・条件について、主に施設の老朽化や交通アクセス等に関する意見をいただきました。おじかの施設は開所から45年が経過し、老朽化していること、耐震性が確保されていないことや宿泊棟の一部が土砂災害警戒区域に指定されておりますことから、そのまま使用することが困難なため、解体に向けて、来年度予算では解体設計委託業務費を計上しております。

今後の具体的な整備方法、運営方針等につきましては、サウンディング調査等の結果も参考にしながら引き続き検討してまいります。

- 3番(中村 悟) 近年は、子どもが自然に気軽に触れる自然体験ができる環境が減ってきているなど感じています。子どもの情操教育であったり、いざというときの生き抜く知恵を育むという観点からも、私は子どもの自然体験学習は必須だと考えています。今後、別府市においての子どもの自然体験学習の機会をどう担保していくのか、答弁を求めます。

- 社会教育課長(姫野淳子) お答えいたします。

子どもたちにとって、自然体験学習の場は必要であると認識しております。現在、少年自然の家「おじか」が休所中のため、おじかを利用した自然体験活動は行うことができない状況ですが、市内の全小中学校では、県立の香々地青少年の家や九重青少年の家を利用し、宿泊体験学習を実施しております。また、今年度から県の環境教育アドバイザー制度を活用し、各幼稚園、各小学校に自然を含む体験活動ができる講師を紹介し、場の設定を

行うことで、自然体験活動の推進を図っているところでございます。

- 3番(中村 悟) 重ねてになりますが、私が子どもの頃と比べると別府市も身近に自然に触れる機会が減ってきていると感じています。だからこそ、子どもの自然体験の活動の機会をしっかりと担保してほしいと思います。おじかの今後についてはしっかりと今後とも注視させていただきますので、よろしく願いいたします。

そして、次の質問に入ります。

学校給食支援員さんについて、このたび学校給食支援員さんを新しく採用することになりました。では、その業務内容と採用人数について答弁をお願いします。

- 教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

13人を採用し、東山小学校を除く市内13の小中学校に1人ずつ配置をする予定です。

主な業務内容は、学校給食センターから配送された給食等の受け取り、配膳準備、片づけ、返却などでございます。

- 3番(中村 悟) 今年の2月の下旬に、県外他都市になるんですが、小学校で給食で出されたウズラの卵を喉に詰まらせて、小学1年生の男児、当時7歳の子が亡くなるという痛ましい事故がありました。同市の教育委員会が会見を開いたとき、原因と見られるうずらの卵を当面使用せず、ほかの食材においても提供する大きさを検討することを表明しましたが、真に必要なのは、対症療法的な対策だけでなく、根本的な対策も必要になってくると思います。

例えば低学年の児童が焦って食べなくてもいいように、喫食時間を少しでも増やすことや、よくかんで食べることを習慣づけるような食育指導が必要になってくると思います。小学校の給食時間を45分で、配膳や片づけの時間を除くと実質の時間は20分ほどになるケースも多々あり、さらに4時間目に体育の授業があった際は非常に時間がかかるため、さらに喫食時間が短くなることもあるそうです。児童が焦って食べなくてもいいような対策が必要だと思います。

以上の点を踏まえ、学校給食支援員さんに期待できる効果について答弁をお願いします。

- 教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

学校給食支援員の配置によって、教職員の負担軽減を図ることが上げられますが、そのほかにも給食配膳は短時間の間に業務が集中するため、子どもたちに食器や食缶を手渡す配膳業務をスムーズに行えることも期待できます。

- 3番(中村 悟) 厚生環境教育委員会や私の一般質問においても、各学校の給食支援員さんの必要性を訴えてきました。今回、行政サイドも、その必要性をしっかりと認識して行動に移していただいたことに感謝を申し上げます。

また、学校給食支援員さんの活躍により、児童の喫食時間が増える効果を期待しつつ、次の質問に移ります。

学校給食の残菜についてです。

今議会に学校給食残菜処理業務委託料として344万8,000円が上程されていますが、別府市においての学校給食の残菜はどのぐらい発生していますか、答弁を求めます。

- 教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

9月から運用を開始いたしました学校給食センターでは、令和6年1月を例にとりますと、約3,500キログラムの残菜が発生をしております。これは、調理をして学校に届けた全体量の約7.5%が残菜として返ってきたこととなります。

この残菜は、有機性廃棄物の有効利用を図り、循環型社会形成を推進するため、別府市リバーサイドオアシス春木苑にて助燃剤に資源化し、藤ヶ谷清掃センターで活用しております。

- 3番(中村 悟) 別府市の場合は、助燃剤として利活用しているということですが、日々

食べられるのに捨てられてしまう食品の量は世界的な問題になっています。世界中で年間約 13 億トンの食品が廃棄をされています。日本も例外ではなく、年間で 612 万トンの食品が捨てられています。この量を 1 人分に換算すると、1 日で御飯茶わん 1 杯分の量を捨てているということになります。食品を食べれずに捨てる国、食べる食品がなく飢餓に苦しむ国といった国家間の問題もあります。また、食品ロスの影響で起こる環境問題としては、燃焼処分にする際に発生する二酸化炭素が地球温暖化の原因になること、また、焼却処分された食品ロスは、最終的に埋立処分場に向かいます。しかし、埋立処分場の寿命は残り 20 年とされています。埋立処分場がなくなってしまうと、食品ロスは行き場を失ってしまいます。

以上の点から、残菜を残さず減らす取組が必要だと考えます。給食で残った米飯や未開封の牛乳はどうしていますか。放課後に部活動をする生徒たちにおにぎりを作ったり飲ませたりするなど、再利用することを検討してはいかがでしょうか、答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校給食法では、パン、牛乳、おかずなどの残品は全てその日のうちに処分して、翌日に繰り越して使用しないことと明記をされております。また、学校給食衛生管理基準の 2 時間喫食が適用されますので、子どもたちの健康を害するおそれがあるため、持ち帰りや給食後に加工することはできません。

牛乳も同様で、未開封でありましても、2 時間を超えたものは飲むことができません。

○3 番（中村 悟） 学校給食法及び学校給食衛生管理基準により、柔軟な流用は禁止されているということでした。

そこで、大切になってくるのが食育教育だと思います。食育教育をより重点的に幼小中学校で行い、生産農家さんのお仕事内容やお話、給食センターの 1 日の様子を見せるなど、どうやって野菜を生産して、どうやった調理を経て机に運ばれてきているか、野菜、それぞれが持つ栄養価や体にもたらす影響などを知ってもらい、給食を残さず食べてもらうことも大切だと思います。別府市においても、今も各学校で、県の栄養士さんや食育担当教諭からの食育教育は行っていただいておりますが、さらに食品ロスを減らすためにより一層食育指導に力を入れていただければと思いますが、以上について答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

別府市では、全小中学校に栄養教諭を担当校制として割り当て、担当する学校の食育担当教員とともに、全学校のカリキュラムに応じて各学年 1 回ないし 2 回程度の食育指導を行ってまいりました。食べ物の栄養や献立の考え方、食品の流通、食べることの効果などの専門的な食育に加え、食品ロスや、楽しく・よくかんで食べる指導などを行い、子どもたちが食べることを意識できるように計画的に実施をしております。

そのほかにも、生徒会や児童会の活動として、給食を無駄にしない自発的な取組をしている学校もございます。給食センターにおきましても、食育通信や給食センターだよりの発行、試食会の開催などを通して、家庭や地域と連携を図ってまいります。

○3 番（中村 悟） 先日、給食センターで行っている試食会に私も参加しました。そのときに一緒にいたお母さんで、その場にいたお母さんが、娘さんが学校給食がおいしくないということで、試食に来たお母さんが試食を実際にされて、おいしいということで感動されていたのが記憶にあります。そのときに動画を使った説明をしてもらいまして、そしてすごく理解を深めることができました。ぜひ、この動画を学校現場でも見ていただくことができないでしょうか。答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校給食センターの栄養士が協力して作成をした 10 分程度の動画でございます。1 月 24 日から 1 月 30 日までの学校給食週間に、この動画視聴の案内も行いました。各小中学

校に2次元コードを案内し、児童生徒が自らのタブレットで視聴することもできますし、クラス全体で用いることもできます。学校給食週間後も引き続き視聴ができますので、校長会や給食だよりを通して周知したいと考えております。

○3番（中村 悟） よろしく申し上げます。

最後に、先進的な取組をしている事例の一つ紹介をさせていただきます。渋谷区加計塚小学校に加計塚ファームプロジェクトというものがあります。校内にコンポストボックスを設置し、給食残留や落ち葉を入れ、微生物の力を借りて堆肥化しているということです。学校から出る植物残留を100%校内で堆肥化し、全てを学校菜園に利用する循環型の仕組みとして確立することで、SDGsの取組として学びにつなげているようです。

学校給食の食品ロス削減や利活用については、全国的に取り組んでいかなければならない社会問題であります。別府市においても、今後も腰を据えて取り組んでいただければと思います。

そして、次の質問に入ります。産後ケア事業について入らせていただきます。

今までの別府市の産後ケア事業の利用者数が出生数の1割に満たない最大要因として、利用条件のハードルが高いという問題点を、私が過去2回の一般質問において指摘をさせていただきました。今までの利用条件は、産後の心身の不調や育児に対する強い不安がある方、また御家族等から十分な育児や家事等の支援が受けられない方などお困りのある方になります。これを来年度から取っ払って、産後ケアを希望する方は誰でも利用ができるようにするという、利用条件の改正をする予定と聞きました。これによって、これが実現すれば救われるお母さんが増えると思います。長野市長をはじめ、いきいき健幸部長、健康推進課長、担当係長、また別府市の産後ケア事業に関わる市職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

大分県内の中でも、別府市は産後ケア事業の先進地と言えます。ここまでも大変な御苦労があったと思いますが、来年度からはこども部の管轄になるということですが、ぜひ引き続き、別府市で出産するお母さん方のための環境整備に御尽力をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず初めに、整理と周知の意味を込めて質問をさせていただきます。今年度の別府市の産後ケア事業の取組内容について、答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

産科などの医療機関及び助産院にて、宿泊や日帰りで産後1年未満の母親とその乳児を対象に、助産師等の専門職種により、母親と乳児のケアや授乳指導、育児相談や母親の休息等のケアを行っています。利用回数は宿泊と日帰りを合わせて7回までで、利用料は1回につき宿泊型が3,000円、デイサービス型が1,500円となっております。

○3番（中村 悟） では、宿泊型に関して、別府市での実施状況を直近の実績も含めて答弁を願います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

産後ケア事業の利用できる期間は産後1年未満ですが、宿泊型については、受入れ可能な乳児の月齢は実施施設で様々ですが、長くて生後4か月までとされています。

令和6年1月末までの今年度の宿泊型の実績は延べ44件で、昨年同時期の1.13倍の利用となっております。

○3番（中村 悟） 宿泊型のみ生後1年ではなく、短い4か月までの利用に限られているということが、今後の検討課題になってくるのかなと思います。

今までの別府市の産後ケア事業は、宿泊型とデイサービス型がありましたが、来年度から新しく訪問型が始まります。では、訪問型の支援の実際の流れを教えてください。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

別府市では来年度、訪問型の産後ケア事業を実施する予定です。訪問型の産後ケアは、利用者から市に申請後、利用者と実施施設で日程調整の上、御自宅にスタッフが訪問し、1回2時間程度、多胎の場合は3時間以内でケアを行います。

○3番(中村 悟) では、訪問型の利用者負担額と利用可能回数を教えてください。

○健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

訪問型の自己負担は1,000円を予定しております。産後1年の間に、宿泊型やデイサービス型と合わせて7回まで利用できます。

○3番(中村 悟) 訪問型ができたということで、通所型と合わせて利用者の希望に合わせた選択肢が増えることはすばらしいと思います。今後、訪問型についてのさらなる周知徹底を要望します。

そして、リゾート産後ケアに入らせていただきます。

今年度実施したリゾート産後ケアについての実証実験の結果報告はまだ用意ができていないということですが、今後の方向性については、実証実験の検証がなされた後に本格的に協議をされるということですのでよろしいですか、答弁を求めます。

○健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

本格実施に向けた体制づくりや課題の抽出を図る必要があることから、今年度は実証事業として令和6年1月に実施いたしました。今後検証を行い、来年度実施に生かしてまいりたいと考えております。

○3番(中村 悟) リゾート産後ケアについての私の考察なんですけど、宿泊費、また交通費が利用者負担という、実費負担ということで、別府市に限らず全国からの利用が可能という点も鑑みると、子育て支援事業というよりも観光推進事業の色が濃いと考えますが、いかがですか。答弁を求めます。

○健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

この事業は市内外の方を対象としておりますが、この事業の目的は、子育て中の母親、父親に別府の温泉を利用し、休息を取っていただき、さらに助産師が産後ケアを提供し、子育てをサポートするものです。今後、市内の方も利用しやすいものを提供していきたいと考えております。

○3番(中村 悟) 実証実験では、6件の利用に対し、委託料が360万円となっています。利用者1件当たり別府市の負担額が、単純計算で60万円と高額になっています。国庫支出金が2分の1出ていますが、そこを勘案しても、観光事業として見たときに、事業の効果と市の負担額の費用対効果を鑑みると、継続可能な事業に育てるのには制度の見直しが必要になってくるのではと感じています。答弁を求めます。

○健康推進課長(和田健二) お答えいたします。

今年度は実証事業ということで、6組の募集であったため、1組当たりという考え方でいきますと費用がかかっているという見方もありますが、来年度以降は本格的な実施に向けて、内容をより使いやすく、効果のあるものと考えてまいりたいと思います。

○3番(中村 悟) これはあくまで私の所感になるんですが、リゾート産後ケアは、観光推進事業ではなく別府市民サービスに特化して利用者を別府市民に絞り、展開するのがよいのではと思っています。先ほどの答弁にもありましたが、別府市の産後ケアの宿泊型は実施施設が少なく、利用可能期間が生後4か月までに限られており、また、当該施設の患者さん限定の縛りもあると聞きます。

そこで、別府市の現状の宿泊型を強化することに特化したリゾート産後ケア事業の展開を検討していただければと思います。別府市で出産するお母さんが、世界に誇れる別府温泉のすばらしさを実感できるまたとない機会になると思います。別府温泉のすばらしさを再認識できて、別府愛を育むことができる別府ならではの唯一無二の産後ケアになるので

はと思います。以上のことについて、答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

通常の産後ケアは、別府市内だけでなく県内の実施施設で利用できることから、市外での宿泊型の利用も見受けられます。宿泊型を1年まで実施している施設が県内にないことから、利用可能な時期を越えた母親のニーズはあると思われます。

来年度以降は本格的な実施に向け、内容をより使いやすく効果のあるものを考えてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） また、リゾート産後ケアは、宿泊費と食事代は自己負担になりますが、産後は何かと出費がかさむ時期でもあります。

そこで、比較的安く宿泊可能な温泉宿泊施設も選べると幅が広がり、利用しやすくなると思います。また、別府市民が利用しやすくなる施策を検討していただければと思います。いかがでしょうか。答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

来年度は市民が利用する際の宿泊費用の補助について予算計上を行っており、より市民の方が利用しやすい設計を考えております。

また、実施施設などについても、今年度の実施状況を踏まえ、価格帯につきましても利用しやすいように検討してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） ぜひ、別府市民が利用しやすいようなリゾート産後ケアの方向で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。DVについてです。

内閣府男女共同参画局において、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を集計したデータによると、集計を開始した平成14年の件数は3万5,943件でした。その後、年々件数は増え続け、令和4年度の件数は12万2,211件と集計開始時から約3.4倍に増加しました。これだけ多くの方の人権が侵害され続けているという事実があります。

では、別府市における男女共同参画センターに寄せられた過去5年間の相談件数の推移を答弁願います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

離婚問題や人間関係など複合的な問題があるため、延べ人数とはなりますが、平成30年度360件、令和元年度198件、令和2年度154件、令和3年度142件、令和4年度181件となっています。

○3番（中村 悟） 令和元年度からは若干の減少傾向にありましたが、令和4年度からは、また増加傾向になっているということがデータから見てとれます。

では、男女共同参画センターに在籍する女性相談員さんの人数と、その中の正規職員さんの人数を答弁願います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

女性相談員は、市町村の努力義務として配置されており、別府市では正規職員は配置しておりませんが、過去に相談業務の実績を持つ2人の会計年度任用職員を専門職として配置しています。

○3番（中村 悟） 2名の会計年度任用職員さんを採用されているということの答弁でした。DV被害者の方が、男女共同参画センターの女性相談員さんに継続して相談をする場合、やっぱり繰り返しの説明を避けるために、やはり同じ女性相談員さんに相談したいとの要望をよくお聞きします。

そこで、正規職員の女性相談員さんの配置及び人員の増を推進していただきたいと思いますが、いかがですか。答弁を求めます。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

相談事項については係内で共有しており、常時どちらの相談員も対応できるようにしています。相談者が同じ相談員を希望した場合は、相談者の状況を判断し、希望に沿うように対応しています。近年の相談状況から推察すると、現状で支援につながっていると考えています。

- 3番（中村 悟） 現状で人員に問題はないという答弁でした。実際にDV被害に遭われた方がまず初めに相談される機関として、重要な職務を担っているのが女性相談員さんです。その対応によって、被害者の方の精神面に大きな影響を与えます。専門性が高い、被害者に寄り添った対応ができる女性相談員さんを育み、安定的な雇用を維持するために、別府市として、女性相談員さんへのよりよい待遇を求めます。

また、同行支援業務に支障がないように余裕のある配置をお願いしまして、次の質問に移ります。

被害に遭われた方の申請手続のワンストップ化についてです。

DV被害者の方が非難するに当たって、手続が必要になってくる関係機関には様々なものがあります。警察署や男女共同参画センターや婦人相談所や市役所などです。どの機関での手続も重要ですが、今まさにDV被害にさらされている方にとって、口に出したくない被害状況や、加害者の情報を長時間かけて行く先々の機関で、何度も言わなくてはいけないのは、かなりの精神的・肉体的なストレスになります。また、加害者や加害者の知人に見られてしまう危険性が高まります。でき得る限り多岐にわたる手続を軽減して、DV被害者の方の精神的・肉体的な負担を少しでも減らしたいという思いから、質問をさせていただきます。

令和5年9月8日に内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省より、DV法に関する基本的な方針が示されました。その中に、「複数の窓口に対し被害者が個別に出向いて繰り返しの自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、行政手続のオンライン化や被害者支援に関わるワンストップ・サービスの構築を推進することが望ましい」と書いております。

少しはしよりますが、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が1か所で手続を進められるようにすることが望ましいと書いております。また、別府市が策定した第3次別府市男女共同参画プランの中の第4章には「DV被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなどの被害者への包括支援を行う」とあります。国においても別府市においても・DV被害者の方の多岐にわたる相談窓口の危険性や精神的負担を認識し、行政手続のワンストップ化の必要性を明記しています。私の要望としても、DV被害者の安全を担保し、少しでも精神的負担を減らすために、DV被害にまつわる市役所内での行政手続のオンライン化であったり、一定の場所に関係部局の担当者が出向き、1か所で手続ができるような、何度も被害者の方が足を運んだり、被害状況を何度も話さなくてもよいような状況にしてほしいと切に願っております。

以上のことについて、いかがお考えでしょうか。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

行政手続のワンストップ化は被害者の負担軽減につながり、重要だと考えています。別府市では、既に警察署へ相談に行く際の同行支援及び市役所での申請については担当課と連携を取りながら、被害者の方がスムーズに手続できるように支援を行っています。

さらに希望があれば、申請時の関係課への同行支援や、加害者や知人と遭遇する危険がある場合は、会議室等に関係課職員が出向いて手続ができるように、関係課と連携を取っております。

- 3番（中村 悟） 別府市では、既に希望に応じて、警察署や市役所での同行支援及び会議室等での手続の対応を行っているということで安心しました。引き続き、きめ細かい対応を継続していただければと思います。

次の質問に入ります。DV被害者相談共通シートの導入についてです。

福岡県久留米市の先進的な取組として、被害者の方が何度も同じ相談をするという事態をなくすために、DV被害者相談共通シートというのが設けられています。このシートは、庁内ネットワーク会議の中で作成、合意されており、被害者の個人情報保護のため、どの窓口にも共通する最小限の情報を記載するようにされています。被害者にしっかりと説明した上でシートを作成し、被害者がこれを持って行政窓口の一つを訪ねれば、そこにほかの関係部署の担当者が出向いて相談に応じ、速やかに手続を進める方式が定着しています。また、そのシートは、保育料の減免措置など、諸手続の際の証明の役割も果たしています。また、名古屋市においても、同じようなDV相談共通シートというのが導入されています。

別府市においても、ぜひ行政の多岐にわたる窓口申請のワンストップ化に加えて、DV被害者の費用軽減のためのツールとして、DV被害者相談共通シートの導入を検討していただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

他県でのDVシートの導入については把握しております。DV被害者の負担軽減を考えますと、重要な支援だと考えます。別府市では庁内のDV関係課とのネットワーク会議があり、今後関係課が必要とする情報や支援方法等を協議してまいりたいと思っています。

- 3番（中村 悟） ぜひ、ネットワーク会議の中で、この共通シートの作成のほうを検討していただければと思います。それによって救われる被害者の方、とても多いと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後になりますが、今回僕の一般質問に当たり、複数人の方に御協力を頂いて、聞き取り調査をさせていただきました。その中で多くの方がトラウマによって、フラッシュバックであったり、男性恐怖症または記憶障害、自尊心の低下など、様々な症状に苦しみ、生きづらさを抱えていました。

また、PTSDによって体のバランスが崩れる、または免疫疾患や婦人科系疾患など体の影響にも大きな影響を及ぼすと言われていています。着のみ着のまま家を出たり、夫との連絡を絶つ手段として勤務していた職場を辞めざるを得なかったり、心身の不調によって仕事を続けられなくなるケースもお聞きしました。そのため、一時的に生活保護を受けるなど、物理的にも厳しい環境に身を置かざるを得ないケースも少なくないようです。

また、面前DV被害、両親間のDVを目にして育った子どものケースでは、コミュニケーションに問題を抱えたり、不登校になったりする子どもが多いようです。DVを目撃して育った子どもの脳は、正常な人に比べて平均すると約6%脳が萎縮するという研究結果も出ています。このような人生に大きな影響を与えるDV問題について、私も今後とも注視していきますし、さらなる寄り添ったDV被害者支援を今後ともお願い申し上げまして、私からの一般質問にさせていただきます。

- 1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。

まず、議長にお願いがございまして。資料配付をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

- 副議長（日名子敦子） 許可します。

- 1番（塩手悠太） 今回の質疑で初めてモニターを使って、資料で少し説明させていただきますので、その点もよろしくお願いいたします。

まず質問に入る前に、ちょっと共有させていただきたいことがございまして。2月に、ある団体の全国大会が別府で行われまして、間接的ですけど、それに参加されてた参加者が、

受入れを担当してくださった市の職員さんたちなのですが、非常におもてなし感がすごくて、別府の接客レベルの高さを感じたと。それ私聞いたときに非常に誇らしく思いましたし、またうれしくも思いましたので、それはもう日々、もう市民憲章のお客様の温かく迎えるというその思いを持ちながら、職務に当たっている職員さんの結果ということだと思いますので、まずもってそれを、せっかいいい機会だと思いましたので紹介させていただきました。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。今回は2つ大きなテーマで質問させていただきます。

まず1つ目が公民連携、2つ目が別府の市内総生産と税収入がどうなってるか、この2点について、大きなテーマで質問させていただくんですが、まず、公民連携についてからです。

この質問における私の問題意識について、簡単に少し整理させていただきます。私たちが直面する課題として人口減少、それから少子高齢化というのがよく上げられますが、これがピンチとして捉えるのかチャンスとして捉えるのか、それぞれですが、国としてはピンチとして捉えて、課題解消のための政策を打っていると。仮に、この今の少子化対策というのが効を奏して、結果として出てきたとしても、すぐに人口減少というのが止まるのかというと、そうではないんです。生物学上、どうしても子どもを産めるというのは女性ですから、その女性が子どもを産める年齢になるまでというのはかなりの時間が要すると。そういうことを考慮すると、ある報告書を出している団体が、いろいろな要素を勘案して、人口減少が止まるとなるのが2080年代というふうに報告してました。そうすると、今から56年の間、人口が減り続けるということになるんですね。その間人口が減り続けるということは、人材不足も一緒になって進行すると。ということで、今後より一層、公と民の連携というのが大切になってくるんじゃないかなということを思いましたので、今回こういった公民連携の質問をさせていただきました。

それでは、まず公民連携の公共施設マネジメントというところから質疑をさせていただきます。まず私の個人的な認識として、公共施設というのは市民の福祉の向上のためにあるものだと思います。そしてそこに、安心・安全というのが付随してくるんだと思うんですが、平成24年に起きた笹子トンネル事故を契機に、国全体で社会インフラの老朽化への対策の意識が強まったと思っております。そこから公共施設のマネジメントの必要性が、全国的にも生まれてきたというふうに認識しているんですが、私はこの公共施設マネジメントにおいて一番基礎となる、大切にするべき点として、この老朽化していく公共施設をどのように今後マネジメントしていくかというところにあると思うんです。

ですので、この基本的な考えは別府市としてどのように考えているのかという点と、それからこのマネジメントにおいては、再編と長寿化、それから財源確保というところが非常に重要だと言われておりますが、このバランスにおいて別府市が重視しているポイントも含めて一緒にお答えください。

(議長交代、議長加藤信康、議長席に着く)

○次長兼財政課長(矢野義知) お答えいたします。

公共施設マネジメント基本方針におきまして、公共施設の維持管理費の総額は、50年間で約2,200億円の費用がかかることが試算されており、人口減少が進む中、本市の公共施設保有量は全国平均を上回り、全体の60%以上が建設後30年を経過し、老朽化が進んでおります。

このような中、別府市公共施設マネジメント基本方針を策定いたしまして、施設の有効活用、長寿命化、維持管理費用の縮減、再編と圧縮、これら4つを基本方針といたしまして、平成27年度から30年間で公共施設に係るコストを30%以上圧縮する目標を設定し、

公共施設マネジメント推進に取り組んでおります。

また、この基本方針に基づきまして、別府市公共施設再編計画において、施設の適正配置計画と施設保全実行計画を策定し、施設の再編と長寿命化をバランスよく、かつ計画的に実行することで、公共施設の維持管理コスト縮減につなげていけるよう取組を推進していかねばならないというふうに考えております。

○1番（塩手悠太） 基本的な方針とその理念というのは理解いたしました。

では、その次に公共施設マネジメント推進における具体的な流れについてお伺いいたします。今、具体的なこの個別の公共施設の在り方とか、利活用方針というのが決定していく流れをお答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

公有財産であります土地や建物についての有効活用策としての方針案につきましては、別府市公共施設マネジメント推進会議に諮りまして、方針の決定を行うことが、基本的な流れになります。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。基本的にこの公共施設マネジメント推進会議において方針が決定されていくということですが、資料請求をしている議員さんの資料、こちらのタブレットに入っている議事録を拝見させようと、基本的にこの推進会議の構成メンバーというのは、市の職員さんたちで構成されているというふうに思います。ということは、ここだけの話を聞くと、その公有財産の基本的な利活用の方針のどうしていくかという最終決定において、市の職員さんだけでなされているんじゃないかと、私はちょっと思うところがあるので、こういった最終的な方針を決める場において、もっと専門家とか市民の方を入れて、その最終決定の場に参加してもらうことが大切というかなんではないかなというふうに思うんですが、その点についてお答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

市民の関心が高く、地域に密着した案件などの場合、例えばですが、山の手中学校跡地や浜脇中学校跡地、旧朝日出張所跡地などについては、有効活用を検討する段階におきまして、市民を対象とした公聴会の開催を、公共施設マネジメント推進会議の前に実施しております。

公共施設マネジメント推進会議では、その公聴会での意見を踏まえまして、方針を最終決定をいたします。ただし、公共施設マネジメント推進会議の決定前に、専門的な知見から委員以外の専門家の意見を必要に応じて求めることもあります。

○1番（塩手悠太） 公共施設マネジメント推進会議に上がる前に、関心の高い案件と言われるものは、一応そういった市民とか有識者の意見を徴収していると、集めているということでしたが、具体的にこれまでその利活用方針の案を策定する上で、その公聴会なるものを今まで何回ぐらい開いたんでしょうか、お答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

これまで旧朝日出張所跡地利活用では、方針案に対する公聴会を2回開催し、公募前に1回開催をしております。また、浜脇中学校跡地利活用では、今年度にワークショップを3回開催し、地元の住民や関係者の意見収集を実施しているところでございます。

○1番（塩手悠太） 回数論という話ではないんですけど、じゃあ何回すればいいかという、その話はちょっと置いて、他市では複数回以上、多いところだとさいたま市とか明石市とかでは懇親会とかパブリック・インボルブメントとか市民討議会というのを、10回程度、10回から15回くらい開催して、しっかりその市民の人たちと有識者と対話を重ねて方針を決めていくというところもあったりもするので、そういうところと比べると、少し別府の、今説明いただいた回数というのは少ないというか、本当に対話を重ねられているのか、もちろん重ね、対話はされてるんですけど、本当に深くまでそういった意

見を集められてるのかというふうに、ちょっと懐疑的なところも思っております。

ですので、今後もう少し対話というところを重ねていってほしい、検討してほしいということをお願いして、この質問は終了させていただきます。

では、次に公的不動産というところについてお伺いいたします。

公的不動産とは何なのかと言われると、公有財産である土地とか、建物のことを指しております。ここでこの公的不動産における私の基本的な問題意識について少し述べさせていただきますが、公的不動産は、要は公有財産というのは、私は別府市の財産だと思っております。と同時に、これは市民の方たちの財産でもあるというふうに私は思っておりますので、この公有財産の取扱いについては、両者の対話が必要に、非常に重要になってくると個人的に思っているところがあります。法律的に見ると、執行権を有している執行機関に土地の公有財産の処分等の権限はあるというのは分かるんですが、市民感情的に見ると、自分たちにも方針決定する権利があるんじゃないかという、この気持ちも理解ができます。

というところでまずお聞きしたいのが、別府市は、この公的不動産の考え方として、どのように今後活用をしていこうと考えられているのでしょうか、お答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

公共施設の再編等で、未利用となりました公的不動産につきましては、原則として公共目的での利用を優先しつつ、今後本市で使用が見込まれないものにつきましては、売却や貸付け等による有効活用を検討していきます。有効活用により生じた収益は、公共施設の保全や市民サービスの財源に充て、市民に還元できるよう努めるとともに、公的不動産は市民全体の貴重な財産であることから、今後も慎重な審議を重ね、方針を決定していきたいと考えております。

○1番（塩手悠太） 答弁でありましたように、公的不動産は市民全体の貴重な財産であるということで、私の見解と少し共通しているところもあるのではないかなというふうに思います。

では、私が実際に地域を回っていてよくお声を頂くところで、具体的なところ今の公的不動産の現状がどうなっているのかというところをお聞きしたいんですが、旧山の手中学校と旧浜脇中学校の管理棟跡地の活用における今の現状というのを教えてください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

山の手中学校跡地につきましては、令和3年度に跡地利活用について、住民向けの公聴会や民間事業者の意向調査を実施し、跡地利活用方針を策定いたしました。今年の1月に対話型サウンディング調査を行い、この調査結果から利活用についてさらに調査を進めていきます。

また、浜脇中学校跡地につきましては、体育館とグラウンドは一般利用を開始しており、管理教室棟につきましては今年度に地域住民や産業関係者などで構成いたしますワークショップ等を開催をし、市民の要望を取り入れた利活用方針を策定いたします。

その方針に基づきまして、令和6年度に改修工事のための実施設計を行う予定となっております。

○1番（塩手悠太） 地域の皆さんもかなり関心というか気になっているようなところを私も感じますので、今後また進展があったら随時知らせていただきたいと思います。

では、次に財産活用会議についてお伺いいたします。

先ほど出てきたマネジメント推進会議を経て、公的不動産の具体的な売却方法とか価格等も、必要な事項を決定する機関だというふうに認識しているんですが、私もまたこの財産活用会議にも、市民の方とか有識者の方を入れて意思形成を図っていくべきだというふうに個人的に思っているんですが、その点についてお答えください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

財産の取得・管理・処分につきましては、地方自治法上、長が権限を有するのが原則とされております。別府市財産活用推進会議は、執行機関内部の意思決定を行う機関として、市有財産の有効活用と、適正な処分方法等を検討するため設置したものです。

別府市財産活用推進会議設置要綱第5条第2項は、「会長が認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる」と規定しております。これは執行機関としての適正な判断を担保するために、必要に応じて専門的知見を有する有識者等の意見を聴取することとしたものですので、執行機関が有する執行権と要綱の趣旨等を勘案した上で、適宜判断するものと考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。答弁していただきました中に、会長が認めるときという答弁がありました。会長が必要だと認めるときの具体的な基準というのは何かあるのでしょうか、お答えください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

要綱にあります、会長が認めるときについての基準等はございません。繰り返しになりますが、議員御指摘の事項につきましては、執行機関が有する執行権と要綱の趣旨等を勘案した上で、適宜判断するものと考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。理解できました。

ここからは私の一方的な感想になるんですが、この公的不動産においては、もちろん有効に活用することも私は大切だというふうに思います。遊休にしておくにはもったいないという気持ちも分かります。ただ、行政の本来の目的として、公共サービスを提供するという観点からすると、私は将来に必要なときのためにある程度ストックしておくことも必要なのではないかなど、個人的に感じています。効率的にというふうに向かうのは、市政運営を思っていることだというふうに重々承知はしているんですが、少しその辺りにも配慮というか、気にかけていただきたいなというふうに思います。

また、処分においても、ほかの市町村で行っているように条件をつけて条件付きの処分というの、ぜひ検討をしていただきたいなということを思っております。

では、この項は終了いたしまして、次にPFI・パークPFIについてお伺いいたします。

それぞれにおいての別府市の位置づけというか、考え方についてお答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

国のPPP/PFI推進アクションプランでは、令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模達成を目標としており、新たな分野でのPPP事業の開拓や、多様な官民連携方式の導入による事業件数の増加を目指し、地域経済社会に多くのメリットをもたらすローカルPFIを推進しているところであります。

また、別府市では公共施設再編計画による施設の再編に当たっては、PFI・パークPFIを積極的に活用し、投資額と施設維持管理費の縮減及び財政負担の平準化を図ることが不可欠であり、公共建築物において設計・建築から運営・維持・管理までを包括的に性能発注することで、民間の経営ノウハウや技術力が生かされ、施設整備や管理運営の効率化につながることを期待できると考えております。

○1番（塩手悠太） パークPFIについても位置づけ、お願いいたします。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

パークPFIにつきましては、民間事業者等の資金力やノウハウを活用し、都市公園のストック効果をより高めようとするもので、公民連携し、都市公園の整備や管理運営とそれに伴う質の向上を事業手法として行うものです。別府市においては、公園ごとにおける課題の解決や新たな価値の創造のために活用しているところであり、また、その事業から得られる収入は市全体の都市公園の日常的な維持管理に貢献しております。

また、昨年9月から10月にかけて行ったパークPFIを活用した公園整備に関するアンケート調査では、約2,300人に協力をいただき、そのうち約9割の方がその手法について賛成との回答があり、現在既に開業している別府公園のスターバックスコーヒーについては約9割、鉄輪地獄地帯公園の施設については、約7割の方が賛成との回答をいただきました。

このような結果からも、公園整備の事業ごとに最適手法を検討し、公民連携を図ることは、市民の方からも一定程度の理解を得られていると考えております。

- 1番(塩手悠太) ありがとうございます。アンケートを取って、スターバックスだと9割で鉄輪地獄地帯公園で7割ということで、非常に高い支持というか、別府市民の方たちは賛成しているということが答弁で分かりました。

令和4年度から、国がPFI推進アクションプランとして発表して、10年間で30兆円の事業規模を達成する見込みを目標としているということから、市場的にもこれは大きく動くんだなということが分かります。地方自治体もそれに倣いながら推進をしていくことですので、行政としてはPFI、それからパークPFIどちらも、根本的なところは民間の運営力や資金を活用することで投資額を抑制したり、財政負担というのが抑えられるというメリットがある。民間としては、長期的に契約を行政と結ぶことができる、この双方が合致することが非常にこれを推進していく上においては重要なんだなということが分かるんですが、私ちょっとそこは、疑問に思っているところがあります。

もともと、行政が本来目的としているというのは、公共サービスを営利関係なく提供することにあると思ってるんです。民間の本来の役割というか目的というのは、営利を追求していくことだと思ってるんです。この2つは、目的的に合致しないんじゃないかなと個人的に思う節があるんですが、またこれに加えて国がPFIとか、パークPFIを地方、国全体として推進をしていってと。

ただ、やはり地方自治体といってもいろいろありますから、そこの地域性だったり、地域経済とかというのを、非常に考慮しながら慎重に進めていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、その点についての見解と、あとそれから既存の公共施設の改修とか、複合化においてはこのPFIを活用して工事を行っていくというのは、公共施設マネジメントの観点からも理解はできるのですが、PFIとか、パークPFIを含めた、新しくゼロから公共サービスを生み出すとか提供するような、今の時代俗にマネジメント推進会議で言う箱物を建設するというのは、あんまり必要ないのではないかなと考えております。これはもう個人的な主観なんですけど、その点についての別府市の見解というの、併せてお答えください。

- 次長兼財政課長(矢野義知) お答えいたします。

今、議員が言われました箱物につきましては、抽象的で必要性の答弁はできませんが、PFIの実施におきましては、民間は営利を求める稼ぐ力、公共は市民憩いの場などの市民サービスを提供するという、それぞれの目的が異なるものを掛け合わせるものが、PFIのメリットであると捉えておきまして、PFIを積極的に活用し、投資額と施設維持管理費の縮減及び財政負担の平準化を図ることを、べっぷ公民連携ガイドラインにて指針としております。

今後のPFI活用につきましては、整備する施設の役割、機能、規模などの状況から総合的に判断することとなると考えております。

- 1番(塩手悠太) 昨日の予算質疑でも私質問させていただいたように、非常に国際交流の、海外留学とか、の経費だったりとか、そういったソフト面とか人に対してすごく今回貴重な財源を投資してるなと思っておりました。ですので、今後もそういった人に対して、ソフト面に対しての投資というのを進めていただきたいということをぜひお願いを

して、この項は終了させていただきます。

それでは次に移りますが、市内総生産と税収の関係性というところについて御質問をさせていただきます。

それでは、モニターを使って少し資料説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧ください。

これは昨年の12月議会でも使用させていただきました、別府市の市内総生産額、いわゆるGDPといわれるものです、この推移を示しております。リーマン・ショックだったり東日本大震災、熊本地震、ラグビーワールドカップ、社会的な情勢に別府市の市内総生産というのは影響されているんだということがここから見てとれます。

それでは、資料2を御覧ください。

これは、市内総生産と市税収入というところの関係性を示したグラフになっております。青い棒グラフが市内総生産、そしてオレンジ色の折れ線グラフというのが、市税収入というところになっております。

もう少し分かりやすく見ると、資料3を御覧ください。

これはどちらとも折れ線グラフにしたグラフなんです、青が市内総生産、そしてオレンジが市税収入ということで、このグラフを見ていただくと分かるように、あまり青色の市内総生産が増えていくことによって、オレンジ色の市税収入が伴って変化しているかと言われると、そうは私はなかなか見てとれません。

次、資料4を御覧ください。

これは市内総生産と市税収入のおおのの成長率というのを示しているんですが、この成長率を見てもあまりリンクはしていないように見えます。

そして最後に資料5になりますが、これはGDPと市税収入の相関係数というのを表しました。相関係数というのは2種類のデータの関係性を示す指標であって、これが1に近いほど相関が強いということになるんですが、別府市の今回、平成25年から最初の令和2年までの結果で見ますと、相関係数は、資料では相関係数となっていますが相関係数は0.27という数字でした。これは、0から0.2までの数字だとほとんど相関がない、0.2から0.4になると弱い相関、0.4から0.7だと規模としては中ぐらいというか、0.7から1、もうこれは非常に強い相関関係が見えるということなんです、今回の別府のこの相関係数を見ると0.27ということでしたので、比較的限りなく相関関係がないに等しいと、私はここから分析をしているんですが、別府市においてこの資料から、経済成長と市税収入の密接性というところをどのように分析をしているのでしょうか、お答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

市内総生産額の詳細な積算内容が不明なことから、市税収入と連動しない理由の明確な答えは分かりませんが、市税収入が前年所得に対して課税される仕組みなどが、一つの要因ではないかというふうに考えております。

○1番（塩手悠太） 先ほどの答弁だと、ジグザグとかそういう感じのグラフになるんじゃないかなと思うんですけど、これは、おのおの取ってるデータによってまた見え方が違ってくると思うので、これはもう見解が違うということでこのまま質問させていただきますが、次に成長と分配というところについてお伺いをいたします。

ここで言う成長というのは、別府市でお金を落としてもらって、稼ぐ別府、それから儲かる別府に伴って、別府経済が成長することだと私は認識しています。そしてその原資を基に、市民の福祉へ還元していくことが分配だというふうに認識しているんですが、ここで少し疑問に思うことがあります。別府市もよくそういった説明をされているという上で、何を根拠に、経済が成長したら市民の福祉へ還元しているというふうに言っているの

か、私が先ほど示したデータでは、別府市の経済成長と原資となる市税収入はリンクしていないという分析なのですが、成長と分配におけるその根拠というところをお答えいただきたいです。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

市内での経済の循環により市民所得水準が向上し、そこから市税収入の増加につながり、市民福祉の充実を図る、経済循環の基本的な考えを示すものであると捉えております。

したがいまして、成長と分配の目標は市民福祉の向上でありまして、具体的な指標につきましては、市民意識調査での市民満足度で表されるものと考えております。

○1番（塩手悠太） もともと見解が違うので、もうこれ以上質問しても答弁というか、私の主張と答弁がかみ合わないというふうに思います。

じゃあ、具体的に別府市が成長と分配というところの分配というところで、どういうところに力を入れて今まで分配してきたのかというところを、具体例を出しながら紹介してください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

令和4年度までの別府市総合戦略関連事業費では、全体で約695億円となります。具体的な投資した事例といたしましては、保育所を4園増設し、定員を541名増員、放課後児童クラブを13クラブ増設し、定員を383人増員、小中学校と幼稚園教室への空調整備の実施、さらにはひとまもり・おでかけ支援事業。ひとまもり自治区形成事業や健康寿命延伸事業、市民生活の安全・安心のため、避難所のマンホールトイレや防災備蓄倉庫の設置、インフラ整備といたしまして、汚泥再生処理センターの建設、亀川住宅建替事業、さらには現在進めております新図書館整備などが挙げられます。

○1番（塩手悠太） 令和6年度の予算書の中にも、高規格救急車の購入等、防災とかそういった市民のライフラインになるようなところに分配をしているということで、安心というか理解しました。

では次に、データで示したように、市税収入というのが経済成長に伴ってないということで、じゃあどうやったら自主財源を確保できていくのかというところでちょっと議論させていただきたいと思います。

まず、地方交付税と自主財源というところにちょっと着目をして質問させていただきますが、まず、地方交付税というのは簡単に説明すると、別府市が1年間で市政運営を行っていく上で、自主財源という自分たちが集められるお金をもってして、足りなかった分を国から補助してもらおうというふうに、簡単に言うと私は認識しています。

これちょっと分かりやすく、ちょっとまだ時間がありますので例を出して説明しますと、まず前提として一般的な4人家族があったときに、1か月の必要出費額というのが50万円と仮定して見てみます。それとこの、ある月のこの4人家族の1か月の家計収入というのが30万円でした。この30万円が自主財源というふうに見てください。次、ここから税金等、税率の0.75%が引かれたとして、約7万5,000円分が引かれていきます。それと結果、家計収入は22万5,000円というふうになります。ここで必要出費額に対して不足していますので、その4人家族の両親から、足りない分の27万5,000円が仕送りされました。これが地方交付税ですね。その結果、月末に最後引かれていた税金が還付されました。すると、この家族の総額のトータルの収入で見ると、もともとの収入30万円プラス仕送り分の27万5,000円の合計57万5,000円が、この家族の1か月のトータルの収入というところになるんです。

次に、この翌月に頑張ってこの家族が、家計収入まず40万円、10万円アップしましたと考えます。すると、そこにまた税金の0.75%引かれて、約10万円分になるんですが、これが引かれると約30万円、まず一時的に手元に残ります。この30万円だと50万円の

出費額に足りないので、また両親から 20 万円足りない分の仕送りが来ますと。そして月末に最後還付されて 10 万円戻ってきました。このときのトータルの金額を見てみますと、もともとのこの 40 万円にプラス仕送りされた 20 万円が入ってきますので、合計は 60 万円あります。

ここで見てみると、家計収入頑張って前の月から 10 万円頑張って増やしたのに対して、トータルで入ってくる金額というのは、2 万 5,000 円しか変わってこないと。これが地方交付税の基本的な仕組みだと私は認識しているんですが、自主財源を頑張ったところで、頑張った分だけその分収入にならないということがこっから分かるんです。

しかし、実は頑張ったら頑張った分だけ、自主財源として入ってくる収入があります。副業みたいなどころになるんですが、それが例として法定外税と言われるものやふるさと納税とか、基金の運用収入、別府の場合だと競輪事業からの寄附金等が該当します。地方交付税の仕組みから分かったように、この部分での取組を今後強化していくことが、自主財源確保において私は非常に重要ではないかなというふうに思うんですが、ほかの市町村では、法定外税として、事業用の地下水税とかソーラーパネル税等の、地域の課題を考慮した新税を検討しているような市町村もありますし、また最近ちょっとはやってきているクラウドファンディングでの資金調達も有効な手段だというふうに思うのですが、これらについて別府市としてどのような見解をお持ちなのでしょうか、お答えください。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

昨年の 9 月議会におきまして、今月末に期限を迎える入湯税の超過課税をさらに 5 年間延長する議案を提案し、可決されたところでございますが、この超過課税に関し、有識者で組織する別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討委員会がこの評価等以外に新たな法定外税の創設に向けた調査及び検討を行うことを所掌事項として規定しております。先月、条例改正後初の委員会を開催いたしまして、この新税導入を含めた自主財源の確保につきまして、実質的な議論を開始したところでございます。

自主財源の確保につきましては、使用料や手数料、広告料収入、財産収入など様々なものが考えられますが、法定外税を導入しようとする場合は本市の問題点や課題を探り、どのような税目が適当であるのか、あらゆる視点から検討していく必要があります、この検討委員会におきまして今後調査及び検討が進められていくこととなります。

○1 番（塩手悠太） 答弁にありましたように、法定外税というところは非常に慎重に検討していかなければいけないと私も思っています。納税してもらう人に配慮したものであったりとか、途中で税金を徴収する事業者さんたちにも考慮したりとか、また二重課税にならないのかとか、そういったところも考慮した上で、慎重にこの新税というのは検討していかなければいけないというふうには思います。

ただ、ここから見て判断できるように、新税とか、そういったクラウドファンディングってなかなか慎重にならざるを得ないというところは分かったんですが、この基金収入、基金運用での得られる収入というところは、別府市においては昨年 12 月議会で議論させていただいたように、全体の基金のうち約 99%が銀行預金で眠っているということの答弁でした。昨年の 12 月議会において、基金運用に取り組んだらどうですかという提案に対して、答弁として、安全性や、その支払いに必要な流動性の確保というのがまず必須条件であって、資金収支計画において長期に運用できる資金が見込めないことから、現状の低金利の中では運用する予定はないという答弁でしたので、危惧されているとか懸念されているポイントをカバーするようなどころ少しお話ししたいと思います。

まず、この安全性の確保というところなんですが、これは例えば基金の一括管理だったりとか、リスクの低い債権運用、例えば異論があるでしょうけど、国債とか政府保証債、それから地方債、それから、これも少しリスクがあるかもしれませんが、一般担保社債、

公益性の高い地元の電力会社の社債、格づけの高い社債とかを購入する、また、その債権は購入しても基本的に満期まで保有する等で、安全性の確保というのは、100%ではないですがカバーできるんじゃないかなど。

また、その次に流動性の確保というところですが、債権運用と預金運用とで分けて運用することで、一定の流動性というところは確保できるんじゃないか。それから、今、基金の個別管理から、これをまた一括管理にするというところでも、安全性の確保というところで重複しますが、流動性の確保の観点からも、基金の一括管理というのが非常に有効ということで、これらを考慮して、大阪の交野市だったりとか豊中市というのは、ラダー型のポートフォリオを組んで債権運用をしているようなところもあるんですが、これらを考慮してもう一度お聞きしますが、この債権運用についての見解をお答えください。

○次長兼財政課長（矢野義知） お答えいたします。

基金をはじめとした歳計現金の債権での運用につきましては、安全性を最優先し、支払いに必要な流動性が確実に確保されることが、絶対条件の下での運用があるという考え方は、前回の答弁で同じでございます。本市の資金収支計画におきましては、長期に運用できる資金の見込みが立たない状況が現在も継続しており、支払いへの流動性確保が不透明であり、現在の低金利の中での債権運用を行う状況ではないというふうに判断をしております。

○1番（塩手悠太） 答弁にもありましたように、基金というものの総額も、競輪の基金が公会計に行ったことによって、そこからなくなるというところにおいても、基金運用というところは少し課題があるのかなということが分かりました。今回の質疑でもなかなかこの基金運用というところは少し厳しいということでしたが、今後も、定期的にこの基金運用に対しては、ちょっと私も勉強して、今言われたところをカバーできるような提案型の運用の方法を示していきたいと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は18日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は18日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時46分 散会

